

国立大学法人山口大学学則（案）

（平成 16 年 4 月 1 日規則第 1 号）

|    |                           |                            |                           |
|----|---------------------------|----------------------------|---------------------------|
| 改正 | 平成 17 年 3 月 8 日規則第 7 号    | 平成 17 年 11 月 24 日規則第 12 号  | 平成 18 年 3 月 23 日規則第 3 号   |
|    | 平成 18 年 9 月 21 日規則第 139 号 | 平成 18 年 12 月 21 日規則第 55 号  | 平成 19 年 3 月 15 日規則第 37 号  |
|    | 平成 20 年 3 月 28 日規則第 6 号   | 平成 21 年 3 月 25 日規則第 30 号   | 平成 21 年 11 月 25 日規則第 78 号 |
|    | 平成 22 年 3 月 12 日規則第 20 号  | 平成 22 年 4 月 26 日規則第 62 号   | 平成 23 年 3 月 11 日規則第 18 号  |
|    | 平成 24 年 3 月 15 日規則第 38 号  | 平成 24 年 9 月 26 日規則第 152 号  | 平成 25 年 3 月 26 日規則第 16 号  |
|    | 平成 26 年 3 月 25 日規則第 43 号  | 平成 26 年 12 月 17 日規則第 137 号 | 平成 27 年 3 月 24 日規則第 15 号  |
|    | 平成 27 年 12 月 9 日規則第 276 号 | 平成 28 年 3 月 8 日規則第 28 号    | 平成 28 年 9 月 27 日規則第 181 号 |
|    | 平成 29 年 3 月 29 日規則第 32 号  | 平成 30 年 3 月 23 日規則第 13 号   | 平成 31 年 1 月 28 日規則第 4 号   |
|    | 平成 31 年 2 月 20 日規則第 12 号  | 平成 31 年 4 月 25 日規則第 93 号   | 令和 2 年 2 月 19 日規則第 4 号    |
|    | 令和 2 年 5 月 26 日規則第 106 号  | 令和 2 年 9 月 11 日規則第 129 号   | 令和 2 年 12 月 17 日規則第 143 号 |
|    | 令和 3 年 2 月 18 日規則第 5 号    | 令和 4 年 2 月 22 日規則第 10 号    | 令和 5 年 2 月 15 日規則第 5 号    |
|    | 令和 5 年 9 月 29 日規則第 59 号   | --年--月--日規則第--号            |                           |

目次

第 1 章 総則（第 1 条－第 4 条）

第 2 章 組織及び運営

第 1 節 構成（第 5 条－第 14 条の 2）

第 2 節 運営組織（第 15 条－第 22 条）

第 3 節 職員組織（第 23 条－第 24 条）

第 3 章 学生通則

第 1 節 修業年限，学年，学期，在学期間及び休業日（第 25 条－第 29 条）

第 2 節 教育課程，授業科目，履修方法及び単位（第 30 条－第 38 条）

第 3 節 卒業の要件(第 39 条)

第 4 節 学生定員(第 40 条)

第 5 節 入学, 転学, 留学, 退学, 休学, 復学及び卒業(第 41 条—第 56 条)

第 6 節 教育職員の免許状授与の所要資格の取得(第 57 条)

第 7 節 研究生, 専攻生, 科目等履修生及び特別聴講学生(第 58 条・第 59 条)

第 8 節 外国人留学生(第 60 条)

第 9 節 特別の課程(第 60 条の 2)

第 10 節 授業料, 検定料及び入学料(第 61 条)

第 11 節 賞罰(第 62 条・第 63 条)

第 12 節 除籍(第 64 条)

第 13 節 寄宿舍(第 65 条)

第 4 章 改正(第 66 条)

附則

## 第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この学則は, 国立大学法人法(平成 15 年法律第 112 号)に基づき設置される国立大学法人山口大学(以下「本法人」という。)の組織及び運営並びに本法人が設置する山口大学(以下「本学」という。)の組織, 運営及び学生の修学上必要な事項を定める。

(本法人の業務の範囲等)

第 2 条 本法人は, 次の業務を行う。

- (1) 本学を設置し, これを運営すること。
- (2) 学生に対し, 修学, 進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
- (3) 本法人以外の者から委託を受け, 又はこれと共同して行う研究の実施その他の本法人以外の者と連携して教育研究活動を行うこと。
- (4) 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会の提供を行うこと。
- (5) 本学における研究の成果を普及し, 及びその活用を促進すること。
- (6) 本法人から委託を受けて, 本法人が保有する教育研究に係る施設, 設備又は知的基盤(科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成 20 年法律第 63 号)第 24 条の 4 に規定する知的基盤をいう。以下この号において同

じ。)の管理及び当該施設，設備又は知的基盤の他の大学，研究機関その他の者による利用の促進に係る事業を実施する者に出資すること。

(7) 本学における研究の成果を活用する事業（本学における技術に関する研究の成果の提供を受けて商品を開発し，若しくは生産し，又は役務を開発し，若しくは提供する事業を除く。）であって国立大学法人法施行令（平成15年政令第478号。以下「施行令」という。）で定めるものを実施する者に出資すること。

(8) 本学における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であって施行令で定めるものを実施する者に出資すること。

(9) 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第21条の規定による出資並びに人的及び技術的援助を行うこと。

(10) 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

（本学の理念及び目的）

第3条 本学は，「発見し・はぐくみ・かたちにする 知の広場」を理念に，地域の基幹総合大学及び世界に開かれた教育研究機関として，たゆまぬ研究及び社会活動並びにそれらの成果に立脚した教育を実践し，地域に生き，世界に羽ばたく人材を育成することを目的とする。

（自己点検評価）

第4条 本法人は，教育研究水準の向上を図るとともに，前条の理念及び目的を達成するため，教育研究活動等の状況について，自ら点検及び評価を行い，その結果を公表する。

2 前項の点検及び評価並びにその結果の公表に関し必要な事項は，別に定める。

## 第2章 組織及び運営

### 第1節 構成

（事務所）

第5条 本法人の主たる事務所を山口県山口市吉田1677番地1に置く。

（学部）

第6条 本学に置く学部は，次のとおりとする。

人文学部

教育学部

経済学部

理学部

医学部

工学部

農学部  
共同獣医学部  
国際総合科学部

(学科及び課程)

第7条 学部に所属する学科及び課程の種類は、次のとおりとする。

|         |   |
|---------|---|
| 人文学部    | 人文学科  |
| 教育学部    | 学校教育教員養成課程  |
| 経済学部    | 経済学科，経営学科，観光政策学科                                      |
| 理学部     | 数理科学科，物理・情報科学科，化学科，生物学科，地球圏システム科学科                    |
| 医学部     | 医学科，保健学科  |
| 工学部     | 機械工学科，社会建設工学科，応用化学科，電気電子工学科，知能情報工学科，感性デザイン工学科，循環環境工学科 |
| 農学部     | 生物資源環境科学科，生物機能科学科                                     |
| 共同獣医学部  | 獣医学科  |
| 国際総合科学部 | 国際総合科学科   |

2 各学部に関する事項は、別に定める。

(大学院)

第8条 本学に、大学院を置き、次の研究科及び課程を設ける。

|           |           |
|-----------|-----------|
| 人間社会科学研究科 | 修士課程      |
| 教育学研究科    | 専門職学位課程   |
| 医学系研究科    | 博士課程      |
| 創成科学研究科   | 修士課程，博士課程 |
| 東アジア研究科   | 博士課程      |
| 技術経営研究科   | 専門職学位課程   |
| 共同獣医学研究科  | 博士課程      |

2 大学院及び各研究科に関する事項は、別に定める。

(研究所)

第9条 本学に、次の研究所を置く。

時間学研究所  
細胞デザイン医科学研究所

2 研究所に関し必要な事項は、別に定める。

(図書館)

第9条の2 本学に、図書館を置く。

2 図書館に関し必要な事項は、別に定める。

(機構)

第 10 条 本学に、次の機構及びその下部組織を置く。

教育・学生支援機構

教学マネジメント室  
アドミッションセンター  
教育支援センター  
学生支援センター  
保健管理センター  
留学生センター

大学研究推進機構

産学公連携・研究推進センター  
先進科学・イノベーション研究センター  
知的財産センター  
総合科学実験センター

2 機構に関し必要な事項は、別に定める。

(学内共同利用施設)

第 10 条の 2 本学に、次の学内共同利用施設を置く。

情報基盤センター  
埋蔵文化財資料館  
大学評価室  
地域未来創生センター  
山口学研究センター  
教職センター  
ダイバーシティ推進室  
情報・データ科学教育センター  
リサーチファシリティマネジメントセンター

2 学内共同利用施設に関し必要な事項は、別に定める。

(附属学校)

第 11 条 教育学部に、次の附属学校を置く。

附属山口小学校  
附属光小学校  
附属山口中学校  
附属光中学校  
附属特別支援学校  
附属幼稚園

2 附属学校に関する事項は、別に定める。

(学部附属教育研究施設)

第 12 条 学部に、次の附属教育研究施設を置く。

教育学部 附属教育実践総合センター

医学部 附属病院  
工学部 附属ものづくり創成センター  
農学部 附属農場  
共同獣医学部 附属動物医療センター

2 学部附属教育研究施設に関する事項は、別に定める。

(内部監査室)

第 13 条 本法人に、本法人の内部監査に関する業務を行うため、内部監査室を置く。

2 内部監査室に関する事項は、別に定める。

(事務局等)

第 14 条 本法人に、事務局その他の事務組織を置く。

2 事務局その他の事務組織に関する事項は、別に定める。

(総合技術部)

第 14 条の 2 本法人に、総合技術部を置く。

2 総合技術部に関する事項は、別に定める。

## 第 2 節 運営組織

(役員)

第 15 条 本法人に、役員として、学長及び理事 6 人を置く。

2 役員として、監事 2 人を置く。この場合において、少なくとも 1 人は常勤とする。

(役員の仕事及び権限)

第 16 条 学長は、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)の定めるところにより、大学における全ての校務について、包括的な最終責任者としての権限を有するとともに、本法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、学長を補佐し、本法人の業務を掌理する。

3 監事は、本法人の業務を監査し、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、学長又は文部科学大臣に意見を提出することができる。

4 理事及び監事に関し必要な事項は、別に定める。

(役員会)

第 17 条 本法人に、本法人における重要事項を議決するための機関として、役員会を置く。

2 役員会は、学長及び理事をもって組織する。

3 役員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(経営協議会)

第 18 条 本法人に、本法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、経営協議会を置く。

2 経営協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(教育研究評議会)

第 19 条 本法人に、本学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究評議会を置く。

2 教育研究評議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(学長選考・監察会議)

第 20 条 本法人に、学長の選考及び解任を行う機関として、学長選考・監察会議を置く。

2 学長選考・監察会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(教授会)

第 21 条 各学部に、教授会を置く。

2 教授会に関する事項は、別に定める。

(会計規則)

第 22 条 本法人の資産、予算、決算その他会計に関する事項は、別に定める。

### 第 3 節 職員組織

(職員)

第 23 条 本法人に、役員以外に次の職員を置き、学長が任命する。

大学教育職員

附属学校教育職員

事務系職員

施設系技術職員

教育研究系技術職員

図書系職員

技能系職員

医療職員

看護職員

教務職員

2 本法人に、前項のほか、非常勤職員その他必要な職員を置くことができる。

3 職員の職務は、学校教育法その他法令の定めるところによる。

4 職員に関し必要な事項は、別に定める。

(特命理事)

第 23 条の 2 本法人に、特命理事を置くことができるものとし、学長が任命する。

- 2 特命理事は、本法人の職員をもって充てる。
- 3 特命理事に関し必要な事項は、別に定める。

(副学長等)

第24条 本学に次の副学長等を置き、学長が任命する。

- 2 本学に、副学長若干名を置き、本法人の理事又は職員をもって充てる。
- 3 本学に、副学長補佐を置くことができる。
- 4 各学部に、学部長を置き、人文学部、教育学部、経済学部、共同獣医学部及び国際総合科学部にあっては当該学部の教授を、理学部にあっては理学部の教育研究を担当する大学院創成科学研究科の教授を、医学部にあっては大学院医学系研究科の教授を、工学部にあっては工学部の教育研究を担当する大学院創成科学研究科の教授を、農学部にあつては農学部の教育研究を担当する大学院創成科学研究科の教授をもって充てる。
- 5 各学部に、副学部長を置き、人文学部、教育学部、経済学部、共同獣医学部及び国際総合科学部にあっては当該学部の教授を、理学部にあっては理学部の教育研究を担当する大学院創成科学研究科の教授を、医学部にあっては大学院医学系研究科の教授を、工学部にあっては工学部の教育研究を担当する大学院創成科学研究科の教授を、農学部にあつては農学部の教育研究を担当する大学院創成科学研究科の教授をもって充てる。
- 6 学部の学科に、学科長を置くことができるものとし、その学部の教授(理学部にあっては理学部の教育研究を担当する大学院創成科学研究科の教授、医学部にあっては大学院医学系研究科の教授、工学部にあっては工学部の教育研究を担当する大学院創成科学研究科の教授、農学部にあつては農学部の教育研究を担当する大学院創成科学研究科の教授)をもって充てる。
- 7 教育・学生支援機構及び大学研究推進機構に、機構長を置き、副学長をもって充てる。
- 8 教育・学生支援機構及び大学研究推進機構に、副機構長を置き、教授をもって充てる。
- 9 時間学研究所及び細胞デザイン医科学研究所に、所長を置き、職員等をもって充てる。
- 10 第2項から第6項まで、第8項及び前項の職員に関し必要な事項は、別に定める。

### 第3章 学生通則



## 第 1 節 修業年限，学年，学期，在学期間及び休業日

### (修業年限)

第 25 条 学部 の修業年限は，次のとおりとする。

|         |          |
|---------|----------|
| 人文学部    | 4 年      |
| 教育学部    | 4 年      |
| 経済学部    | 4 年      |
| 理学部     | 4 年      |
| 医学部     | 6 年(医学科) |
|         | 4 年      |
| 工学部     | 4 年      |
| 農学部     | 4 年      |
| 共同獣医学部  | 6 年      |
| 国際総合科学部 | 4 年      |

- 2 学生が，職業を有している等の事情により，前項に定める修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業する学生(以下「長期履修学生」という。)となることを希望する旨を申し出たときは，別に定めるところにより，その計画的な履修を認めることができる。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず，本学科目等履修生又は第 60 条の 2 に規定する特別の課程を履修した者として一定の単位を修得した者が本学に入学する場合において，当該単位の修得により教育課程の一部を履修したと認められるときは，当該学部の定める期間を修業年限に通算することができる。

### (学年)

第 26 条 学年は，4 月 1 日に始まり，翌年 3 月 31 日に終わる。

### (学期)

第 27 条 学年を次の 2 学期に分ける。

|     |                         |
|-----|-------------------------|
| 前学期 | 4 月 1 日から 9 月 30 日まで    |
| 後学期 | 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで |

### (在学期間)

第 28 条 在学期間は，修業年限の 2 倍を超えることはできない。

- 2 前項の規定にかかわらず，医学部医学科にあっては，修業年限の 2 倍を超えない範囲内で山口大学医学部規則において年次により定める在学期間を超えて在学することはできない。

### (休業日)

第 29 条 学年中授業を行わない日(休業日)は，次のとおりとする。

日曜日及び土曜日

国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日

|       |                         |
|-------|-------------------------|
| 創立記念日 | 6 月 1 日                 |
| 春季休業  | 4 月 1 日から 4 月 7 日まで     |
| 夏季休業  | 8 月 1 日から 9 月 30 日まで    |
| 冬季休業  | 12 月 25 日から翌年 1 月 7 日まで |

- 2 臨時の休業日は、その都度学長が、定める。
- 3 必要がある場合は、学長は、第 1 項の休業日を臨時に変更し、又は休業日の期間中においても、授業を課することがある。

## 第 2 節 教育課程，授業科目，履修方法及び単位

### (教育課程の編成)

第 30 条 教育課程は、本学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を第 31 条第 1 項に定める区分に従って開設し、体系的に編成するものとする。

- 2 教育課程の編成に当たっては、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。

### (共同教育課程)

第 30 条の 2 本学、学部及び学科の教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、他の大学が開設する授業科目を、当該学科の教育課程の一部とみなして、当該学科及び他の大学ごとにそれぞれ同一内容の教育課程(以下「共同教育課程」という。)を編成することができる。

### (共同獣医学部の共同教育課程の編成)

第 30 条の 3 共同獣医学部の教育課程は、鹿児島大学との共同教育課程とし、本学及び鹿児島大学並びにそれぞれの共同獣医学部及び獣医学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を、第 31 条の 2 第 1 項に定める区分に従って本学及び鹿児島大学が共同で開設し、体系的に編成するものとする。

### (国際総合科学部の教育課程の編成)

第 30 条の 4 国際総合科学部の教育課程は、第 30 条第 1 項の規定にかかわらず、国際総合科学部の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を、第 31 条の 3 第 1 項に定める区分に従って開設し、体系的に編成するものとする。

### (連携開設科目)

第 30 条の 5 本学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、大学設置基準(昭和 31 年文部省令第 28 号) 第 19

条の2第1項第2号に規定する大学等連携推進法人の認定を受けた一般社団法人やまぐち共創大学コンソーシアムの社員が設置する他の大学が本学と連携して開設する授業科目(以下「連携開設科目」という。)を本学において開設したものとみなすことができる。

(授業科目の区分及び履修方法)

第31条 授業科目の区分は、次のとおりとする。

(1) 共通教育科目

- (ア) 教養コア系列
- (イ) 英語系列
- (ウ) 一般教養系列
- (エ) 専門基礎系列
- (オ) 教職基礎系列
- (カ) 教養展開系列
- (キ) 日本語系列

(2) 専門科目

2 前項に規定する各科目において開設する各授業科目及びその履修方法は、別に定める。

(共同獣医学部の授業科目の区分及び履修方法)

第31条の2 共同獣医学部の授業科目の区分は、前条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 共通教育科目

- (ア) 一般教養教育科目
- (イ) 体育・健康科目
- (ウ) 初期教育科目
- (エ) 外国語科目

(2) 基礎教育科目

(3) 専門教育科目

2 前項に規定する各科目において開設する授業科目及びその履修方法は、別に定める。

3 共同獣医学部の学生が、鹿児島大学において履修した共同教育課程に係る授業科目について修得した単位は、本学における共同教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

(国際総合科学部の授業科目の区分及び履修方法)

第31条の3 国際総合科学部の授業科目の区分は、第31条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- (1) 基盤科目
- (2) 展開科目
- (3) コミュニケーション科目
- (4) 創造支援科目
- (5) キャリア・デザイン科目
- (6) 課題解決科目

2 前項に規定する各科目において開設する授業科目及びその履修方法は、別に定める。

(授業の方法)

第31条の4 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第1項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

4 第1項の授業の一部は、文部科学大臣が別に定めるところにより、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(連携開設科目に係る単位の認定)

第31条の5 学生が他の大学において履修した連携開設科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第32条 教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学(外国の大学又は外国の短期大学を含む。以下第34条及び第59条において同じ。)において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学又は外国の短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は外国の短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設

であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第33条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第34条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(大学において科目等履修生又は学校教育法第105条に定める特別の課程を履修した者として修得した単位を含む。)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、第32条第2項の場合に準用する。

3 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

4 前3項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位(第31条の5の規定により修得したものとみなすものとする単位を含む。)以外のものについては、第32条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)及び前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(履修科目の登録の上限)

第35条 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録できる単位数の上限は、学部規則の定めるところによる。

2 学部規則の定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(授業日時数)

第36条 授業日時数は、学部において定める。

(単位の授与)

第 37 条 教育課程の修了は、所定の授業科目の修了によるものとし、授業科目の修了者には所定の単位を与える。

2 授業科目修了の単位の認定は、当該学部教授会の意見を聴いて、当該学部長が行う。

(成績評価基準等の明示等)

第 37 条の 2 授業の方法及び内容並びに 1 年間の授業の計画は、学生に対してあらかじめ明示するものとする。

2 学修の成果に係る評価及び卒業の認定は、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(単位の計算方法)

第 38 条 各授業科目の単位は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15 時間の授業をもって 1 単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30 時間の授業をもって 1 単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果等を特に考慮する必要がある場合には、次の区分により当該各号に定める時間の授業をもって 1 単位とすることができる。

(1) 講義及び演習 15 時間から 30 時間までの範囲で第 31 条第 2 項の別に定める時間の授業

(2) 実験、実習及び実技 30 時間から 45 時間までの範囲で第 31 条第 2 項の別に定める時間の授業。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、学部において定める時間の授業。

(3) 講義、演習、実験、実習又は実技のうち 2 以上の方法の併用により行う授業科目 その組み合わせに応じ、前項各号又は前 2 号に規定する基準を考慮して学部において定める時間の授業

3 前 2 項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、学部規則において単位数を定めることができる。

### 第 3 節 卒業の要件

(卒業の要件)

第 39 条 卒業の要件は、第 25 条に定める修業年限以上在学するとともに、所定の授業科目を履修し、単位を修得することその他の学部規則に定める要件を満たすこととする。

- 2 第 31 条の 4 第 2 項の授業の方法により修得することができる単位数は、60 単位を超えないものとする。ただし、卒業の要件として各学部が定める単位数が大学設置基準で卒業の要件として定める単位数を超える場合は、その超える単位数に 60 単位を加えたものを同項の授業の方法により修得することができる単位数とする。
- 3 在学期間に関しては、第 1 項に定める所定の単位を優れた成績で修得した者(医学部医学科及び共同獣医学部の学生を除く。)については、3 年以上 4 年未満の在学で足りるものとする。
- 4 第 31 条の 5 の規定により修得したものとみなすものとする単位数は 30 単位を超えないものとする。

#### 第 4 節 学生定員

(学生定員)

第 40 条 学生定員(鹿児島大学共同獣医学部を含む。)は、次のとおりとする。

| 学部   | 学科・課程      | 入学定員 | 第 2 年次編入学定員 | 第 3 年次編入学定員 | 収容定員 |
|------|------------|------|-------------|-------------|------|
| 人文学部 | 人文学科       | 185  |             |             | 740  |
| 教育学部 | 学校教育教員養成課程 | 180  |             |             | 720  |
| 経済学部 | 経済学科       | 130  |             |             | 520  |
|      | 経営学科       | 165  |             |             | 660  |
|      | 観光政策学科     | 50   |             |             | 200  |
| 理学部  | 数理科学科      | 50   |             |             | 200  |
|      | 物理・情報科学科   | 60   |             |             | 240  |
|      | 化学科        | 40   |             |             | 160  |
|      | 生物学科       | 40   |             |             | 160  |
|      | 地球圏システム科学科 | 30   |             |             | 120  |
| 医学部  | 医学科        | 90   | 10          |             | 590  |
|      | 保健学科       |      |             |             |      |
|      | 看護学専攻      | 80   |             |             | 320  |
|      | 検査技術科学専攻   | 40   |             |             | 160  |
| 工学部  | 機械工学科      | 90   |             | 5           | 370  |
|      | 社会建設工学科    | 80   |             |             | 320  |
|      | 応用化学科      | 90   |             |             | 360  |
|      | 電気電子工学科    | 80   |             | 5           | 330  |
|      | 知能情報工学科    | 80   |             | 10          | 340  |
|      | 感性デザイン工学科  | 55   |             |             | 220  |

|         |                   |       |    |    |       |
|---------|-------------------|-------|----|----|-------|
|         | 循環環境工学科           | 55    |    |    | 220   |
| 農学部     | 生物資源環境科学科         | 50    |    |    | 200   |
|         | 生物機能科学科           | 50    |    |    | 200   |
| 共同獣医学部  | 獣医学科              | 30    |    |    | 180   |
|         | (鹿児島大学共同獣医学部獣医学科) | (30)  |    |    | (180) |
|         | 〈計〉               | 〈60〉  |    |    | 〈360〉 |
| 国際総合科学部 | 国際総合科学科           | 100   |    |    | 400   |
| 計       |                   | 1,900 | 10 | 20 | 7,930 |

備考 (1) 本表中編入学とは転入学を含むものとする。

(2) ( )で記載するものは、鹿児島大学共同獣医学部獣医学科の入学定員及び収容定員を示す。

(3) 〈 〉で記載するものは、共同教育課程を編成する学部全体の入学定員及び収容定員を示す。

(4) 計欄の数字には、鹿児島大学共同獣医学部獣医学科の入学定員及び収容定員は含まない。

#### 第5節 入学、転学、留学、退学、休学、復学及び卒業

(入学の時期)

第41条 入学は、学年の始めとする。

2 前項の規定にかかわらず、学年の途中においても、学期の区分に従い、学生を入学させることができる。

(入学の資格)

第42条 学部に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。)

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者



- (5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
  - (6) 文部科学大臣の指定した者
  - (7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号。以下「旧規程」という。)による大学入学資格検定(以下「旧検定」という。)に合格した者を含む。)
  - (7)の2 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、高等学校卒業程度認定審査規則(令和4年文部科学省令第18号)による高等学校卒業程度認定審査に合格した者
  - (8) 学校教育法第90条第2項の規定により他の大学に入学した者であって、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
  - (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって、本学の定める分野において特に優れた資質を有すると認めるものは、学部に入學することができる。
- (1) 高等学校に2年以上在学した者
  - (2) 中等教育学校の後期課程、高等専門学校又は特別支援学校の高等部に2年以上在学した者
  - (3) 外国において、学校教育における9年の課程に引き続く学校教育の課程に2年以上在学した者
  - (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設(高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定したものを含む。)の当該課程に2年以上在学した者
  - (5) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第150条第3号の規定により文部科学大臣が別に指定する専修学校の高等課程に同号に規定する文部科学大臣が定める日以後において2年以上在学した者
  - (6) 文部科学大臣が指定した者
  - (7) 高等学校卒業程度認定試験規則第4条に定める試験科目の全部(試験の免除を受けた試験科目を除く。)について合格点を得た者(旧規程第4条に規定する

受検科目の全部(旧検定の一部免除を受けた者については、その免除を受けた科目を除く。)について合格点を得た者を含む。)で、17歳に達したもの

(入学者の選考)

第43条 学長は、入学志願者に対して学力試験等を行い、当該学部教授会の意見を聴いて、合格者を決定する。

2 入学者の選考に関する事項は、別に定める。

(編入学)

第44条 次の各号のいずれかに該当する者で本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、これを許可することがある。

(1) 学士の学位を有する者

(2) 大学に2年以上在学し、62単位以上を修得して退学した者

(3) 短期大学を卒業した者(学校教育法施行規則第155条第2項第3号から第5号までの規定により、短期大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者を含む。)

(4) 高等専門学校、旧国立工業教員養成所又は旧国立養護教諭養成所を卒業した者

(5) 専修学校の専門課程のうち文部科学大臣の定める基準を満たしたものを修了した者

(6) 学校教育法施行規則附則第7条に定める従前の規定による学校の課程を修了又は卒業した者

(7) 高等学校の専攻科の課程(修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者(学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。)

(転入学等)

第45条 他の大学の学生、外国の大学の学生若しくは我が国において、外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程に在学した者(学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。)で本学に転入学を志願する者又は他の学部から転学部を志願する者があるときは、選考の上、これを許可することがある。

2 転入学を志願する者は、現に在学する大学の学長の許可書を願書に添付しなければならない。

(再入学)

第 46 条 本学を第 49 条の規定により退学した者又は第 64 条第 1 項第 1 号の規定により除籍された者が、当該退学又は除籍後 2 年以内に同一の学部、学科に再入学を願い出たときは、選考の上許可することがある。ただし、学校教育法第 102 条第 2 項の規定により医学、歯学又は獣医学の博士課程への入学を認められた者にあつては、当該退学又は除籍後 2 年を超えて願い出ることができる。

(入学手続及び入学許可)

第 47 条 第 43 条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、宣誓書その他所定の書類を提出するとともに、所定の入学料を納めなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

3 前 2 項の規定は、編入学、転入学又は再入学の者についてもこれを適用する。

(編入学者等の単位の認定)

第 48 条 編入学、転入学、再入学又は転学部を許可された者の既修得単位の認定及び在学すべき期間の決定は、当該学部教授会の意見を聴いて、当該学部長が行う。

(退学)

第 49 条 退学しようとする学生は、書面をもって学長に願い出てその許可を得なければならない。

(転学)

第 50 条 他の大学に入学又は転学を志願しようとする学生は、書面をもって学長に願い出てその許可を得なければならない。

(留学)

第 51 条 外国の大学で学修することを志願する学生は、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第 25 条に定める修業年限に算入することができる。

(休学)

第 52 条 学生は、次の場合学長の許可を得て休学することができる。

(1) 疾病により 2 か月以上学修することができないとき。

(2) その他特別の理由によって学修できないとき。

2 学長は、前項各号のいずれかに該当し、学修することが適当でないと認めた場合は、当該学部教授会の意見を聴いて、休学を命ずることがある。

(休学期間)

第 53 条 休学の期間は、通算して 4 年を超えることができない。ただし、医学部医学科及び共同獣医学部にあっては 6 年を超えることができない。

(休学期間の算入)

第 54 条 休学した期間は、在学期間に算入する。ただし、修業年限には算入しない。

(復学)

第 55 条 休学している学生が復学する場合は、学長の許可を得なければならない。

(卒業の認定及び学位の授与)

第 56 条 学長は、所定の修業年限を終え、かつ、所定の教育課程を修了した者には、卒業を認定し、学士の学位を授与する。ただし、共同獣医学部にあっては、鹿児島大学と連名で学位を授与するものとする。

2 前項の学位に付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。

| 学部名     | 専攻分野の名称     |
|---------|-------------|
| 人文学部    | 文学          |
| 教育学部    | 教育学         |
| 経済学部    | 経済学         |
| 理学部     | 理学          |
| 医学部     | 医学，看護学又は保健学 |
| 工学部     | 工学          |
| 農学部     | 農学          |
| 共同獣医学部  | 獣医学         |
| 国際総合科学部 | 学術          |

3 学位に関する事項は、別に定める。

#### 第 6 節 教育職員の免許状授与の所要資格の取得

(教育職員の免許)

第 57 条 教育職員の免許状を受けようとする者は、教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号)及び教育職員免許法施行規則(昭和 29 年文部省令第 26 号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本学の学部の学科又は課程において、取得できる教育職員の免許状の種類及び教科は、別表のとおりとする。

#### 第 7 節 研究生，専攻生，科目等履修生及び特別聴講学生

(研究生，専攻生及び科目等履修生)

第 58 条 特定研究，特殊専門事項の研究又は 1 若しくは複数の授業科目の履修を希望する本学の学生以外の者であって、本学において相当の研究能力又は学力がある

と認めた者に対しては、教育研究に支障のない場合に限り、研究生、専攻生又は科目等履修生として入学を許可することがある。

2 研究生、専攻生及び科目等履修生に関する事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第 59 条 他の大学、短期大学又は高等専門学校で、本学において授業科目の履修を志願する学生があるときは、当該他の大学、短期大学又は高等専門学校との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することがある。

#### 第 8 節 外国人留学生

(外国人留学生)

第 60 条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関する事項は、別に定める。

#### 第 9 節 特別の課程

(履修証明プログラム)

第 60 条の 2 本学の学生以外の者を対象に、社会の多様なニーズに応じた様々な分野の学習機会を提供するため、必要があると認められる場合には、学校教育法第 105 条に定める特別の課程(以下「履修証明プログラム」という。)を編成することができる。

2 履修証明プログラムに関する事項は、別に定める。

#### 第 10 節 授業料、検定料及び入学料

(授業料、検定料及び入学料)

第 61 条 授業料、検定料及び入学料の額、徴収方法その他必要な事項は、別に定める。

#### 第 11 節 賞罰

(表彰)

第 62 条 研究その他の業績の顕著な学生に対して、学長は、教育研究評議会の意見を聴いて、適当な方法をもって表彰することがある。

(懲戒)

第 63 条 本法人の規則に違反し、又は学生の本分に反する行為のあった学生に対しては、当該学部教授会の意見を聴いて、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行うことができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 本学の秩序を著しく乱した者
- (3) 学生の本分に著しく反した者

#### 第 12 節 除籍

(除籍)

第 64 条 次の各号のいずれかに該当する学生は、学長が除籍する。

- (1) 授業料の納付を怠り、督促してもなお所定の期日までに納付しない者
  - (2) 入学料の免除又は徴収猶予を申請した者のうち、免除若しくは徴収猶予が不許可になった者又は半額免除若しくは徴収猶予が許可になった者で、所定の期日までに入学料を納付しない者
  - (3) 第 28 条に定める在学期間を超えた者
- 2 学長は、前項に掲げるもののほか、次の各号のいずれかに該当する学生は、当該学部教授会の意見を聴いて、除籍する。
- (1) 成業の見込みがないと認められる者
  - (2) 正当な理由がなく欠席が長期にわたり、修業の意思がないと認められる者

#### 第 13 節 寄宿舍

(寄宿舍)

第 65 条 本法人に、寄宿舍を置く。

2 寄宿舍に関する事項は、別に定める。

#### 第 4 章 改正

(改正)

第 66 条 この学則の改正は、役員会の意見を聴いて、学長が行う。

#### 附 則

- 1 この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 25 条第 2 項の規定は、平成 16 年度入学者から適用する。
- 3 この学則施行前に法人化される前の山口大学に在学し、この学則施行の日に本学に在学することとなる学生の教育課程及び教育職員の免許に関する廃止前の山口大学学則(昭和 40 年規則第 13 号)の規定は、当該者が本学に在学しなくなるまでの間、なおその効力を有する。

附 則(平成 17 年 3 月 8 日規則第 7 号)

- 1 この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 工学部機械工学科(夜間主コース)及び工学部電気電子工学科(夜間主コース)は、この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第 7 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 17 年 4 月 1 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間存続するものとする。
- 3 この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第 40 条の規定にかかわらず、平成 17 年度から平成 19 年度までの経済学部経済学科、国際経済学科、経済法学科、観光政策学科及び商業教員養成課程並びに工学部機械工学科(夜間主コース)及び電気電子工学科(夜間主コース)の収容定員並びに収容定員の計は、次のとおりとする。

| 学部   | 学科                  | 平成 17 年度 | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 |
|------|---------------------|----------|----------|----------|
| 経済学部 | 経済学科                | 405      | 390      | 375      |
|      | 国際経済学科              | 235      | 230      | 225      |
|      | 経済法学科               | 295      | 290      | 285      |
|      | 観光政策学科              | 30       | 60       | 90       |
|      | 商業教員養成課程            | 55       | 50       | 45       |
| 工学部  | 機械工学科<br>(夜間主コース)   | 30       | 20       | 10       |
|      | 電気電子工学科<br>(夜間主コース) | 30       | 20       | 10       |
| 計    |                     | 8,140    | 8,120    | 8,100    |

附 則(平成 17 年 11 月 24 日規則第 112 号)

この学則は、平成 17 年 12 月 1 日から施行し、この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第 5 条の規定は、平成 17 年 10 月 1 日から適用する。

附 則(平成 18 年 3 月 23 日規則第 33 号)

- 1 この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 理学部自然情報科学科及び化学・地球科学科並びに工学部社会建設工学科(夜間主コース)及び知能情報システム工学科(夜間主コース)は、この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第 7 条の規定にかかわらず、平成 18 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間存続するものとする。
- 3 この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第 40 条の規定にかかわらず、平成 18 年度から平成 20 年度までの理学部の各学科(数理科学科を除く。)並びに

工学部社会建設工学科(夜間主コース)及び知能情報システム工学科(夜間主コース)並びに計の収容定員は、次のとおりとする。

| 学部  | 学科                  | 平成 18 年<br>度 | 平成 19 年<br>度 | 平成 20 年<br>度 |
|-----|---------------------|--------------|--------------|--------------|
| 理学部 | 自然情報科学科             | 300          | 200          | 100          |
|     | 化学・地球科学科            | 210          | 140          | 70           |
|     | 物理・情報科学科            | 60           | 120          | 180          |
|     | 生物・化学科              | 80           | 160          | 240          |
|     | 地球圏システム科学科          | 30           | 60           | 90           |
| 工学部 | 社会建設工学科(夜間主コース)     | 60           | 40           | 20           |
|     | 知能情報システム工学科(夜間主コース) | 60           | 40           | 20           |
| 計   |                     | 8,080        | 8,020        | 7,960        |

- 4 平成 18 年 3 月 31 日に理学部自然情報科学科及び化学・地球科学科並びに工学部機械工学科(夜間主コース), 電気電子工学科(夜間主コース), 社会建設工学科(夜間主コース)及び知能情報システム工学科(夜間主コース)に在学し, 平成 18 年 4 月 1 日以後引き続き当該学科に在学する者の教育職員の免許は, この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則別表(第 57 条関係)の規定にかかわらず, なお従前の例による。

附 則(平成 18 年 9 月 21 日規則第 139 号)

この学則は, 平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 12 月 21 日規則第 155 号)

この学則は, 平成 19 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 15 日規則第 37 号)

- この学則は, 平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 平成 19 年 3 月 31 日に次表の左欄の学科に在学し, 平成 19 年 4 月 1 日に引き続き同学部に在学する者は, 平成 19 年 4 月 1 日から同表の右欄の学科に在学するものとする。

|                |            |
|----------------|------------|
| 工学部応用化学工学科     | 工学部応用化学科   |
| 工学部知能情報システム工学科 | 工学部知能情報工学科 |

- 工学部機能材料工学科は, この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第 7 条第 1 項の規定にかかわらず, 平成 19 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間存続するものとする。



- 4 平成 19 年 3 月 31 日以前の入学者の在学期間は、この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第 28 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第 40 条の規定にかかわらず、平成 19 年度から平成 21 年度までの工学部の機械工学科(夜間主コースを除く。)、電気電子工学科(夜間主コースを除く。)、知能情報工学科(夜間主コースを含む。)、感性デザイン工学科、循環環境工学科及び機能材料工学科の収容定員並びに平成 19 年度及び平成 20 年度の計の収容定員は、次のとおりとする。

| 学科         | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 |
|------------|----------|----------|----------|
| 機械工学科      | 350      | 360      | 365      |
| 電気電子工学科    | 325      | 330      | 330      |
| 知能情報工学科    | 310      | 320      | 330      |
| 〃(夜間主コース)  | 40       | 20       |          |
| 感性デザイン工学科循 | 205      | 210      | 215      |
| 環環境工学科     | 55       | 110      | 165      |
| 機能材料工学科    | 235      | 150      | 75       |
| 計          | 8,020    | 7,960    | /        |

- 6 平成 19 年 3 月 31 日に工学部感性デザイン工学科又は工学部機能材料工学科に在学し、平成 19 年 4 月 1 日以後引き続き当該学科に在学する者の教育職員の免許は、この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則別表(第 57 条関係)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 20 年 3 月 28 日規則第 76 号)

- 1 この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 20 年 3 月 31 日以前の入学者の共通教育科目は、この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第 31 条第 1 項第 1 号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 21 年 3 月 25 日規則第 30 号)

- 1 この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 21 年度から平成 23 年度までの教育学部学校教育教員養成課程、情報科学教育課程、健康科学教育課程及び総合文化教育課程の収容定員、平成 21 年度から平成 25 年度までの医学部医学科の収容定員並びに計の収容定員は、この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第 40 条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

| 学科・課程      | 平成 21 年<br>度 | 平成 22 年<br>度 | 平成 23 年<br>度 | 平成 24 年<br>度 | 平成 25 年<br>度 |
|------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 学校教育教員養成課程 | 430          | 460          | 490          | ／            | ／            |
| 情報科学教育課程   | 150          | 140          | 130          | ／            | ／            |
| 健康科学教育課程   | 150          | 140          | 130          | ／            | ／            |
| 総合文化教育課程   | 150          | 140          | 130          | ／            | ／            |
| 医学科        | 560          | 570          | 580          | 590          | 600          |
| 計          | 7,930        | 7,940        | 7,950        | 7,960        | 7,970        |

附 則(平成 21 年 11 月 25 日規則第 78 号)

この学則は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 12 日規則第 20 号)

- 1 この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 22 年度から平成 26 年度までの医学部医学科の収容定員及び計の収容定員は、この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第 40 条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

| 学科・課程  | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|--------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 医学部医学科 | 579      | 598      | 617      | 636      | 655      |
| 計      | 7,949    | 7,968    | 7,987    | 8,006    | 8,025    |

附 則(平成 22 年 4 月 26 日規則第 62 号)

この学則は、平成 22 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 11 日規則第 18 号)

- 1 この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 23 年度から平成 27 年度までの医学部医学科の収容定員及び計の収容定員は、この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第 40 条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

| 学科・課程  | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 |
|--------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 医学部医学科 | 601      | 623      | 645      | 667      | 679      |
| 計      | 7,971    | 7,993    | 8,015    | 8,037    | 8,049    |

附 則(平成 24 年 3 月 15 日規則第 38 号)

- 1 この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 農学部獣医学科は、この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第7条第1項の規定にかかわらず、平成24年3月31日に当該学科に在学する者(同年4月1日以降にその者と同一の学科・年次に編入学、再入学又は転入学する者を含む。)が当該学科に在学しなくなるまでの間存続するものとする。この場合において、その者の修業年限、卒業の要件、休学期間、学位の授与及び教育職員の免許は、この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第25条第1項、第39条第3項、第53条、第56条第2項及び別表(第57条関係)の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成24年度から平成28年度までの農学部獣医学科及び共同獣医学部獣医学科の収容定員並びに平成24年度から平成27年度までの計の収容定員は、この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第40条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

| 学部・学科                           | 平成24年度     | 平成25年度     | 平成26年度     | 平成27年度       | 平成28年度       |
|---------------------------------|------------|------------|------------|--------------|--------------|
| 農学部獣医学科                         | 150        | 120        | 90         | 60           | 30           |
| 共同獣医学部獣医学科<br>(鹿児島大学共同獣医学部獣医学科) | 30<br>(30) | 60<br>(60) | 90<br>(90) | 120<br>(120) | 150<br>(150) |
| 〈計〉                             | 〈60〉       | 〈120〉      | 〈180〉      | 〈240〉        | 〈300〉        |
| 計                               | 7,993      | 8,015      | 8,037      | 8,049        | /            |

附 則(平成24年9月26日規則第152号)

この学則は、平成24年10月1日から施行する。

附 則(平成25年3月26日規則第16号)

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成25年3月31日以前の入学者(同年4月1日以降にその者と同一の年次(その者が留年することなく進級した場合の年次に限る。)に編入学、再入学又は転入学する者を含む。)の共通教育科目は、この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第31条第1項第1号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 医学部医学科の第3年次編入学定員は、この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第40条の規定にかかわらず、平成25年度に限り、なお従前の例による。

- 4 平成 25 年度から平成 27 年度までの医学部医学科の収容定員及び計の収容定員は、この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第 40 条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

| 学部・学科  | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 |
|--------|----------|----------|----------|
| 医学部医学科 | 655      | 677      | 689      |
| 計      | 8,025    | 8,047    | 8,059    |

附 則(平成 26 年 3 月 25 日規則第 43 号)

- 1 この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 25 年 3 月 31 日以前の入学者(同年 4 月 1 日以降にその者と同一の年次(その者が留年することなく進級した場合の年次に限る。)に編入学，再入学又は転入学する者を含む。)の共通教育科目は、この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第 31 条第 1 項第 1 号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 26 年 12 月 17 日規則第 137 号)

この学則は、平成 26 年 12 月 17 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 24 日規則第 15 号)

- 1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 教育学部実践臨床教育課程，情報科学教育課程，健康科学教育課程及び総合文化教育課程並びに経済学部国際経済学科，経済法学科及び商業教員養成課程は、この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第 7 条の規定にかかわらず、平成 27 年 3 月 31 日に当該課程又は学科に在学する者が当該課程又は学科に在学しなくなる日までの間存続するものとする。この場合において、その者の学位の授与及び教育職員の免許は、この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第 56 条第 2 項及び別表(第 57 条関係)の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第 40 条の規定にかかわらず、平成 27 年度から平成 29 年度までの教育学部学校教育教員養成課程，実践臨床教育課程，情報科学教育課程，健康科学教育課程及び総合文化教育課程並びに経済学部経済学科，経営学科，国際経済学科，経済法学科，観光政策学科及び商業教員養成課程並びに国際総合科学部国際総合科学科の収容定員は、次のとおりとする。

| 学部   | 学科・課程      | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|------|------------|----------|----------|----------|
| 教育学部 | 学校教育教員養成課程 | 570      | 620      | 670      |
|      | 実践臨床教育課程   | 60       | 40       | 20       |

|         |          |     |     |     |
|---------|----------|-----|-----|-----|
|         | 情報科学教育課程 | 90  | 60  | 30  |
|         | 健康科学教育課程 | 90  | 60  | 30  |
|         | 総合文化教育課程 | 90  | 60  | 30  |
| 経済学部    | 経済学科     | 400 | 440 | 480 |
|         | 経営学科     | 555 | 590 | 625 |
|         | 国際経済学科   | 165 | 110 | 55  |
|         | 経済法学科    | 210 | 140 | 70  |
|         | 観光政策学科   | 140 | 160 | 180 |
|         | 商業教員養成課程 | 30  | 20  | 10  |
| 国際総合科学部 | 国際総合科学科  | 100 | 200 | 300 |

附 則(平成 27 年 12 月 9 日規則第 276 号)

この学則は、平成 27 年 12 月 9 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 8 日規則第 28 号)

- この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 人文学部人文社会学科及び言語文化学科は、この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第 7 条の規定にかかわらず、平成 28 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間存続するものとする。この場合において、その者の教育職員の免許は、この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第 57 条第 2 項及び別表(第 57 条関係)の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第 40 条の規定にかかわらず、平成 28 年度から平成 30 年度までの人文学部人文社会学科、言語文化学科及び人文学科の収容定員は、次のとおりとする。

| 学部   | 学科・課程  | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 |
|------|--------|----------|----------|----------|
| 人文学部 | 人文社会学科 | 285      | 190      | 95       |
|      | 言語文化学科 | 270      | 180      | 90       |
|      | 人文学科   | 185      | 370      | 555      |

附 則(平成 28 年 9 月 27 日規則第 181 号)

この規則は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 29 日規則第 32 号)

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 23 日規則第 13 号)

- 1 この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 「経済財政改革の基本方針 2009 における地域の医師確保等の観点からの平成 22 年度医学部入学定員増」，「新成長戦略における地域の医師確保等の観点からの平成 23 年度医学部入学定員増」及び「新成長戦略における地域の医師確保等の観点からの平成 30 年度医学部入学定員増」並びに「経済財政運営と改革の基本方針 2018 における地域の医師確保等の観点からの令和 2 年度医学部入学定員の増加」並びに「経済財政運営と改革の基本方針 2018 及び令和 4 年度の医学部臨時定員の暫定的な維持を踏まえた地域の医師確保等の観点からの令和 4 年度医学部入学定員の増加」並びに「経済財政運営と改革の基本方針 2019 及び令和 5 年度の医学部臨時定員の暫定的な維持を踏まえた地域の医師確保等の観点からの令和 5 年度医学部入学定員の増加」に基づく平成 30 年度から令和 10 年度までの医学部医学科の入学定員及び収容定員，平成 30 年度の医学部保健学科の収容定員並びに平成 30 年度から令和 10 年度までの計の入学定員及び収容定員は，この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第 40 条の規定にかかわらず，次のとおりとする。

| 学科・課程             | 定員   | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 |
|-------------------|------|----------|-------|---------|---------|---------|
| 医学部医学科            | 入学定員 | 107      | 107   | 107     | 107     | 107     |
|                   | 収容定員 | 692      | 692   | 692     | 692     | 692     |
| 医学部保健学科           | 収容定員 |          | /     | /       | /       | /       |
| 看護学専攻<br>検査技術科学専攻 |      | 330      |       |         |         |         |
|                   |      | 165      |       |         |         |         |
| 計                 | 入学定員 | 1,917    | 1,917 | 1,917   | 1,917   | 1,917   |
|                   | 収容定員 | 8,047    | 8,032 | 8,032   | 8,032   | 8,032   |

| 学科・課程   | 定員   | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 | 令和 7 年度 | 令和 8 年度 | 令和 9 年度 |
|---------|------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 医学部医学科  | 入学定員 | 109     | 90      | 90      | 90      | 90      |
|         | 収容定員 | 694     | 677     | 660     | 643     | 626     |
| 医学部保健学科 | 収容定員 | /       | /       | /       | /       | /       |

|                   |      |       |       |       |       |       |
|-------------------|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 看護学専攻<br>検査技術科学専攻 |      |       |       |       |       |       |
| 計                 | 入学定員 | 1,919 | 1,900 | 1,900 | 1,900 | 1,900 |
|                   | 収容定員 | 8,034 | 8,017 | 8,000 | 7,983 | 7,966 |

| 学科・課程                        | 定員   | 令和10年度 |
|------------------------------|------|--------|
| 医学部医学科                       | 入学定員 | 90     |
|                              | 収容定員 | 609    |
| 医学部保健学科<br>看護学専攻<br>検査技術科学専攻 | 収容定員 | /      |
| 計                            | 入学定員 | 1,900  |
|                              | 収容定員 | 7,949  |

附 則(平成31年1月28日規則第4号)

この学則は、平成31年1月28日から施行する。

附 則(平成31年2月20日規則第12号)

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(平成31年4月25日規則第93号)

この学則は、令和元年5月1日から施行する。

附 則(令和2年2月19日規則第4号)

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年5月26日規則第106号)

この学則は、令和2年7月1日から施行する。

附 則(令和2年9月11日規則第129号)

この学則は、令和2年9月11日から施行する。

附 則(令和2年12月17日規則第143号)

この学則は、令和3年1月1日から施行する。

附 則(令和 3 年 2 月 18 日規則第 5 号)

- 1 この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 3 年 3 月 31 日以前の入学者(同年 4 月 1 日以降にその者と同一の年次(その者が留年することなく進級した場合の年次に限る。)に編入学，再入学又は転入学する者を含む。)の共通教育科目は、この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第 31 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 理学部生物・化学科は、この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第 7 条の規定にかかわらず、令和 3 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間存続するものとする。この場合において、その者の教育職員の免許は、この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則別表(第 57 条関係)の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第 40 条の規定にかかわらず、令和 3 年度から令和 5 年度までの理学部生物・化学科，化学科及び生物学科の収容定員は、次のとおりとする。

| 学部  | 学科・課程  | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 |
|-----|--------|---------|---------|---------|
| 理学部 | 生物・化学科 | 240     | 160     | 80      |
|     | 化学科    | 40      | 80      | 120     |
|     | 生物学科   | 40      | 80      | 120     |

附 則(令和 4 年 2 月 22 日規則第 10 号)

この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 2 月 15 日規則第 5 号)

この学則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行し、この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第 31 条の 3 の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(令和 5 年 9 月 29 日規則第 59 号)

この学則は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(--年--月--日規則第--号)

この学則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 57 条関係)



| 学部   | 学科・課程              | 取得できる免許状                                  |                                      |
|------|--------------------|---|--------------------------------------|
|      |                    | 種類  | 教科                                   |
| 人文学部 | 人文学科               | 中学校教諭一種免許状                                | 国語，社会，英語                             |
|      |                    | 高等学校教諭一種免許状                               | 国語，地理歴史，公民，英語                        |
| 教育学部 | 学校教育<br>教員養成<br>課程 | 小学校教諭一種免許状                                |                                      |
|      |                    | 幼稚園教諭一種免許状                                |                                      |
|      |                    | 中学校教諭一種免許状                                | 国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，技術，家庭，英語      |
|      |                    | 高等学校教諭一種免許状                               | 国語，地理歴史，公民，数学，理科，音楽，美術，保健体育，家庭，情報，英語 |
|      |                    | 特別支援学校教諭一種免許状(知的障害者，肢体不自由者及び病弱者に関する教育の領域) |                                      |
| 経済学部 | 経済学科               | 高等学校教諭一種免許状                               | 公民                                   |
|      | 経営学科               | 高等学校教諭一種免許状                               | 商業                                   |
| 理学部  | 数理科学科              | 中学校教諭一種免許状                                | 数学                                   |
|      |                    | 高等学校教諭一種免許状                               | 数学                                   |
|      | 物理・情報科学科           | 中学校教諭一種免許状                                | 理科                                   |
|      |                    | 高等学校教諭一種免許状                               | 理科，情報                                |
|      | 化学科                | 中学校教諭一種免許状                                | 理科                                   |
|      |                    | 高等学校教諭一種免許状                               | 理科                                   |
|      | 生物学科               | 中学校教諭一種免許状                                | 理科                                   |
|      |                    | 高等学校教諭一種免許状                               | 理科                                   |
|      | 地球圏システム科学科         | 中学校教諭一種免許状                                | 理科                                   |
|      |                    | 高等学校教諭一種免許状                               | 理科                                   |
| 工学部  | 機械工学科              | 高等学校教諭一種免許状                               | 工業                                   |
|      | 社会建設工学科            |   |                                      |
|      | 応用化学科              |   |                                      |
|      | 電気電子工学科            |   |                                      |
|      | 循環環境               |   |                                      |

|     |                   |             |    |
|-----|-------------------|-------------|----|
|     | 工学科               |             |    |
|     | 知能情報<br>工学科       | 高等学校教諭一種免許状 | 情報 |
| 農学部 | 生物資源<br>環境科学<br>科 | 高等学校教諭一種免許状 | 農業 |

## 国立大学法人山口大学学則の一部改正について（案）

### 改正理由

このたびの国立大学法人山口大学学則の一部改正は、人間社会科学研究科を設置することによるものである。

国立大学法人山口大学学則 新旧対照表 (案)

| 現 行 (旧)   | 改 正 (新)  |
|---|--|
| <p>第2章 組織及び運営</p> <p>第1節 構成</p> <p>(大学院)</p> <p>第8条 本学に，大学院を置き，次の研究科及び課程を設ける。</p> <p><u>人文科学研究科</u> <u>修士課程</u></p> <p>(新設)</p> <p>教育学研究科 <u>修士課程</u>、<u>専門職学位課程</u></p> <p><u>経済学研究科</u> <u>修士課程</u></p> <p>(省略)</p> <p>2 (省略)</p> | <p>第2章 組織及び運営</p> <p>第1節 構成</p> <p>(大学院)</p> <p>第8条 本学に，大学院を置き，次の研究科及び課程を設ける。</p> <p>(削る)</p> <p><u>人間社会科学研究科</u> <u>修士課程</u></p> <p>教育学研究科 <u>専門職学位課程</u></p> <p>(削る)</p> <p>(省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この学則は，令和7年4月1日から施行する。</u></p> |

○山口大学大学院学則(案)

(昭和42年7月11日規則第26号)

|    |                    |                    |                   |
|----|--------------------|--------------------|-------------------|
| 改正 | 昭和44年3月11日規則第29号   | 昭和45年6月9日規則第13号    | 昭和45年7月20日規則第25号  |
|    | 昭和46年5月11日規則第16号   | 昭和47年4月11日規則第7号    | 昭和47年5月16日規則第21号  |
|    | 昭和48年4月10日規則第2号    | 昭和48年6月18日規則第8号    | 昭和49年5月14日規則第10号  |
|    | 昭和50年4月8日規則第9号     | 昭和50年6月10日規則第20号   | 昭和51年2月13日規則第42号  |
|    | 昭和51年4月13日規則第11号   | 昭和51年12月14日規則第49号  | 昭和52年4月12日規則第2号   |
|    | 昭和52年6月14日規則第15号   | 昭和53年1月10日規則第31号   | 昭和53年4月11日規則第11号  |
|    | 昭和54年4月10日規則第11号   | 昭和55年5月13日規則第45号   | 昭和55年5月28日規則第50号  |
|    | 昭和55年7月8日規則第53号    | 昭和56年4月21日規則第23号   | 昭和57年4月20日規則第33号  |
|    | 昭和58年4月12日規則第36号   | 昭和59年4月10日規則第12号   | 昭和60年4月9日規則第25号   |
|    | 昭和60年9月10日規則第41号   | 昭和63年1月12日規則第4号    | 平成元年5月9日規則第38号    |
|    | 平成2年3月13日規則第16号    | 平成2年9月11日規則第57号    | 平成3年3月12日規則第17号   |
|    | 平成3年12月10日規則第60号   | 平成4年6月9日規則第48号     | 平成5年3月9日規則第17号    |
|    | 平成6年3月8日規則第12号     | 平成7年1月10日規則第1号     | 平成7年3月14日規則第17号   |
|    | 平成7年9月12日規則第47号    | 平成8年4月1日規則第24号     | 平成9年3月11日規則第14号   |
|    | 平成10年3月10日規則第6号    | 平成10年7月21日規則第62号   | 平成10年12月8日規則第65号  |
|    | 平成11年12月14日規則第64号  | 平成12年3月14日規則第14号   | 平成12年12月11日規則第98号 |
|    | 平成13年3月13日規則第37号   | 平成16年4月1日規則第23号    | 平成17年3月8日規則第9号    |
|    | 平成17年11月15日規則第109号 | 平成18年3月14日規則第19号   | 平成19年3月13日規則第20号  |
|    | 平成20年3月11日規則第17号   | 平成22年3月9日規則第19号    | 平成23年3月8日規則第16号   |
|    | 平成24年3月13日規則第23号   | 平成27年3月10日規則第16号   | 平成28年3月8日規則第29号   |
|    | 平成28年5月17日規則第151号  | 平成28年12月13日規則第212号 | 平成30年3月23日規則第14号  |
|    | 平成30年5月15日規則第66号   | 平成31年2月20日規則第13号   | 平成31年4月25日規則第93号  |
|    | 令和2年2月19日規則第5号     | 令和2年9月11日規則第130号   | 令和3年2月18日規則第6号    |
|    | 令和5年2月15日規則第6号     | 令和7年〇月〇日規則第〇号      |                   |

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この学則は、国立大学法人山口大学学則(平成16年規則第1号。以下「本学学則」という。)

第8条第2項の規定に基づき、山口大学大学院(以下「本大学院」という。)に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

(研究科)

第3条 本大学院に、次の研究科を置く。

人間社会科学研究科

教育学研究科  
医学系研究科  
創成科学研究科  
東アジア研究科  
技術経営研究科  
共同獣医学研究科

(課程)

第4条 医学系研究科，東アジア研究科及び共同獣医学研究科は，博士課程とする。

- 2 創成科学研究科は，修士課程及び博士課程とする。
- 3 人間社会科学研究科は，修士課程とする。
- 4 教育学研究科及び技術経営研究科は，専門職学位課程とする。
- 5 医学系研究科の博士課程は，医学を履修する課程(以下「医学博士課程」という。)並びに前期2年の課程(以下「博士前期課程」という。)及び後期3年の課程(以下「博士後期課程」という。)に区分した課程(以下「博士前期・後期課程」という。)とし，博士前期課程は，これを修士課程として取り扱うものとする。
- 6 創成科学研究科の博士課程は，博士前期課程及び博士後期課程に区分し，博士前期課程は，これを修士課程として取り扱うものとする。
- 7 共同獣医学研究科の博士課程は，次条に規定する共同教育課程として鹿児島大学と共同実施する博士課程とする。
- 8 東アジア研究科の博士課程は，後期3年の課程のみの博士課程(以下「後期3年博士課程」という。)とする。
- 9 創成科学研究科の修士課程は，第4条の3に規定する国際連携教育課程としてカセサート大学と共同実施する修士課程とする。
- 10 博士課程は，専攻分野について，研究者として自立して研究活動を行い，又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとする。
- 11 修士課程は，広い視野に立って精深な学識を授け，専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うものとする。
- 12 専門職学位課程は，高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

(共同教育課程)

第4条の2 研究科は，教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には，他の大学院が開設する授業科目を，当該研究科の教育課程の一部とみなして，当該研究科及び他の大学院ごとにそれぞれ同一内容の教育課程(以下「共同教育課程」という。)を編成することができる。

(国際連携教育課程)

第4条の3 第6条に規定する国際連携専攻(以下この条及び次条において同じ。)を置く研究科は，国際連携専攻において連携して教育研究を実施する外国の大学院(以下「連携外国大学院」という。)が開設する授業科目を，当該研究科の教育課程の一部とみなして，当該連携外国大学院と連携した教育課程(通信教育に係るものを除く。)(以下「国際連携教育課程」という。)を編成することができる。

(専攻)

第5条 研究科にそれぞれ次の専攻を置く。

人間社会科学研究科

人文科学専攻

臨床心理学専攻

経済学・経営学専攻

共創科学専攻

教育学研究科

教職実践高度化専攻

医学系研究科

医学博士課程

医学専攻

博士前期・後期課程

保健学専攻

創成科学研究科

修士課程

山口大学・カセサート大学国際連携農学生命科学専攻

博士前期課程

基盤科学系専攻

地球圏生命物質科学系専攻

機械工学系専攻

建設環境系専攻

化学系専攻

電気電子情報系専攻

農学系専攻

博士後期課程

自然科学系専攻

システム・デザイン工学系専攻

環境共生系専攻

物質工学系専攻

ライフサイエンス系専攻

東アジア研究科

東アジア専攻

技術経営研究科

技術経営専攻

共同獣医学研究科

獣医学専攻

- 2 山口大学・カセサート大学国際連携農学生命科学専攻は、次条に規定する国際連携専攻とする。  
(国際連携専攻)

第6条 研究科は、教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、外国の大学院と連携して教育研究を実施する専攻(以下「国際連携専攻」という。)を置くことができる。

(鳥取大学大学院連合農学研究科の教育研究の実施)

第7条 鳥取大学大学院の連合農学研究科の教育研究の実施に当たっては、山口大学、鳥取大学及び島根大学が協力するものとする。

- 2 前項の連合農学研究科に置かれる連合講座は、国立大学法人鳥取大学の農学部及び乾燥地研究センター並びに国立大学法人島根大学の生物資源科学部及び研究機構の教員とともに、本法人創成科学研究科及び大学研究推進機構の大学教育職員がこれを担当し、又は分担するものとする。

## 第2章 教員組織

(教員組織)

第8条 本大学院の授業及び研究指導を担当する大学教育職員は、本法人の教授、准教授、講師及び助教のうちから研究科において定める。

## 第3章 運営組織

(研究科長)

第9条 研究科に、研究科長を置く。

- 2 人間社会科学研究科及び教育学研究科の研究科長は、当該研究科の教育研究を担当する教授のうちから、別に定めるところにより選考する。
- 3 医学系研究科及び共同獣医学研究科の研究科長は、基礎となる学部の長をもって充てる。
- 4 創成科学研究科、東アジア研究科及び技術経営研究科の研究科長は、当該研究科の教授のうちから、別に定めるところにより選考する。
- 5 研究科長は、研究科に関する事項を掌理する。

(副研究科長)

第10条 教育学研究科、創成科学研究科、東アジア研究科、技術経営研究科及び共同獣医学研究科に、それぞれ副研究科長を置く。

- 2 副研究科長(創成科学研究科の副研究科長を除く。)は、当該研究科の教授のうちから、別に定めるところにより選考する。
- 3 創成科学研究科の副研究科長は2名とし、創成科学研究科長以外の理学部長、工学部長及び農学部長をもって充てる。
- 4 副研究科長は、研究科長を補佐する。

(教授会)

第11条 研究科に、学位論文の審査、試験及び学事管理その他研究科の教育研究に関する重要事項を審議するため、教授会を置く。



- 2 教授会は、教授会に属する職員のうちの一部の者をもって構成される代議員会、専門委員会等(以下「代議員会等」という。)を置くことができる。
- 3 教授会は、代議員会等の議決をもって、教授会の議決とすることができる。
- 4 前2項に定めるもののほか、教授会に関し必要な事項は、別に定める。

#### 第4章 標準修業年限、学年、学期、在学期間及び休業日

##### (標準修業年限)

第12条 医学系研究科の博士課程の標準修業年限は、医学博士課程にあつては4年、博士前期課程にあつては2年、博士後期課程にあつては3年とする。

- 2 創成科学研究科の博士課程の標準修業年限は、博士前期課程にあつては2年、博士後期課程にあつては3年とする。
- 3 東アジア研究科の博士課程の標準修業年限は、3年とする。
- 4 共同獣医学研究科の博士課程の標準修業年限は、4年とする。
- 5 修士課程及び専門職学位課程の標準修業年限は、2年とする。
- 6 学生が、職業を有している等の事情により、前5項に定める標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了する学生(以下「長期履修学生」という。)となることを希望する旨を申し出たときは、別に定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。

##### (学年、学期、在学期間及び休業日)

第13条 学年、学期、在学期間及び休業日については、本学学則第26条から第29条まで(第28条第2項を除く。)の規定を準用する。この場合において、本学学則第28条第1項中「修業年限」とあるのは「標準修業年限」と、本学学則第29条第1項中「日曜日及び土曜日」とあるのは、「日曜日及び土曜日(土曜日にあつては、創成科学研究科博士後期課程及び東アジア研究科を除く。)」と読み替えるものとする。

#### 第5章 授業科目、単位及び履修方法等

##### (教育方法)

第13条の2 修士課程及び博士課程の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)によって行うものとする。

- 2 専門職学位課程の教育は、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行う等適切に配慮するものとする。

##### (授業科目及び単位)

第14条 研究科における授業科目及び単位については、研究科において定める。

##### (授業の方法)

第14条の2 授業の方法については、本学学則第31条の4の規定を準用する。

##### (単位の授与)

第15条 授業科目を履修した者に対しては、試験又は研究報告により単位を与える。

##### (成績評価基準等の明示等)

第 15 条の 2 研究科は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに 1 年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。ただし、教育学研究科及び技術経営研究科にあっては、研究指導に係るものを除く。

2 研究科は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。ただし、教育学研究科及び技術経営研究科にあっては、学位論文に係る評価を除く。

(単位の計算方法)

第 16 条 単位の計算方法については、本学学則第 38 条の規定を準用する。

(履修方法)

第 17 条 学生は、在学期間中に、専攻において定められた授業科目を履修し、所定の単位を修得しなければならない。

2 共同獣医学研究科の学生が、鹿児島大学における共同教育課程に係る授業科目の履修により修得した単位及び鹿児島大学において受けた共同教育課程に係る研究指導は、それぞれ本学における共同教育課程に係る授業科目の履修により修得したもの又は研究指導を受けたものとみなす。

3 創成科学研究科山口大学・カセサート大学国際連携農学生命科学専攻の学生が、カセサート大学における国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得した単位及びカセサート大学において受けた国際連携教育課程に係る研究指導は、それぞれ本学における国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得したもの又は研究指導を受けたものとみなす。

4 教育課程及び履修方法の細部については、研究科において定める。

(履修科目の登録の上限)

第 17 条の 2 教育学研究科及び技術経営研究科は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学生が 1 年間又は 1 学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。

(他の大学院又は外国の大学院における授業科目の履修)

第 18 条 教育上有益と認めるときは、他の大学院又は外国の大学院との協議に基づき、学生が当該大学院の授業科目を履修することを認めることができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合、外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び学校教育法施行規則(昭和 22 年文部省令第 11 号)第 156 条第 4 号に規定する国際連合大学(以下「国際連合大学」という。)の教育課程における授業科目を履修する場合について準用する。

3 前 2 項の規定により修得した単位は、15 単位(教育学研究科及び技術経営研究科にあっては、所定の修了要件単位数の 2 分の 1 を超えない範囲の単位)を限度として、課程修了の要件となる単位として認めることができる。

(他の大学院が編成する特別の課程の履修)

第 18 条の 2 教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生が、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 105 条の規定により他の大学院が編成する特別の課程(履修資格を有する者が、同法第 102 条第 1 項の規定により大学院に入学することができる者であるものに限る。)を履修することを認め、本大学院における授業科目の履修とみなし、研究科の定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項の規定により修得した単位は、前条第 1 項(第 2 項において準用する場合を含む。)の規定により本大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて、15 単位(教育学研究科及び技術経営研究科にあっては、所定の修了要件単位数の 2 分の 1 を超えない範囲の単位)を限度として、課程修了の要件となる単位として認めることができる。

(研究指導)

第 19 条 研究科(教育学研究科及び技術経営研究科を除く。)は、教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等(外国の大学院又は研究所等を含む。)との協議に基づき、学生が当該大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、博士前期課程及び修士課程の学生については、当該研究指導を受ける期間は、1 年を超えないものとする。

(教育方法の特例)

第 20 条 人間社会科学研究科、教育学研究科、医学系研究科、創成科学研究科、東アジア研究科、技術経営研究科及び共同獣医学研究科においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

2 人間社会科学研究科、医学系研究科、創成科学研究科、東アジア研究科及び共同獣医学研究科においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第 21 条 入学前の既修得単位の認定については、本学学則第 34 条第 1 項(同条第 2 項において準用する場合を含む。)及び第 4 項の規定を準用する。この場合において、本学学則第 34 条第 1 項中「特別の課程を履修した者」とあるのは「特別の課程(履修資格を有する者が、学校教育法第 102 条第 1 項の規定により大学院に入学することができる者であるものに限る。)を履修した者」と読み替えるものとする。

2 前項の規定により、本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、15 単位を超えないものとし、第 18 条第 1 項(同条第 2 項において準用する場合を含む。)及び第 18 条の 2 第 1 項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて、20 単位を超えないものとする。

3 前項の規定にかかわらず、教育学研究科及び技術経営研究科においては、第 1 項の規定により、本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、第 18 条第 1 項(同条第 2 項において準用する場合を含む。)及び第 18 条の 2 第 1 項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて、所定の修了要件単位数の 2 分の 1 を超えないものとする。

## 第 6 章 課程修了の要件及び学位

(課程修了の要件)

- 第22条 医学系研究科の博士課程(医学博士課程に限る。)及び共同獣医学研究科の博士課程の修了の要件は、大学院に4年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、当該研究科長が教授会の意見を聴いて、優れた研究業績を上げたと認めた場合は、3年以上在学すれば足りるものとする。
- 2 前条の規定により、医学系研究科の博士課程(医学博士課程に限る。)又は共同獣医学研究科の博士課程に入学する前に修得した単位(学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限り。以下第8項において同じ。)を当該課程において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により当該教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で当該研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。
  - 3 医学系研究科の博士課程(博士前期課程・後期課程に限る。)及び創成科学研究科の博士課程の修了の要件は、大学院に5年(博士前期課程又は修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、当該研究科長が当該教授会の意見を聴いて、優れた研究業績を上げたと認めた場合は、3年(博士前期課程又は修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学すれば足りるものとする。
  - 4 前項の規定にかかわらず、第7項ただし書の規定による在学期間をもって博士前期課程又は修士課程を修了した者の医学系研究科の博士課程(博士前期・後期課程に限る。)及び創成科学研究科の博士課程の修了の要件は、大学院に博士前期課程又は修士課程における在学期間に3年を加えた期間以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、当該研究科長が当該教授会の意見を聴いて、優れた研究業績を上げたと認めた場合は、3年(博士前期課程又は修士課程における在学期間を含む。)以上在学すれば足りるものとする。
  - 5 第2項及び前項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則第156条の規定により、大学院の入学資格に関し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、博士後期課程に入学した場合の医学系研究科及び創成科学研究科の博士課程の修了の要件は、大学院に3年以上在学し、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、当該研究科長が当該教授会の意見を聴いて、優れた研究業績を上げたと認めた場合は、1年以上在学すれば足りるものとする。
  - 6 東アジア研究科の博士課程の修了の要件は、大学院に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、研究科長が教授会の意見を聴いて、優れた研究業績を上げたと認めた場合は、1年以上在学すれば足りるものとする。
  - 7 博士前期課程及び修士課程の修了の要件は、大学院に2年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該課程の目的に応じ、当該研究科の行う学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、当

該研究科長が当該教授会の意見を聴いて、優れた研究業績を上げたと認めた場合は、1年以上在学すれば足りるものとする。

8 前条の規定により、博士前期課程又は修士課程に入学する前に修得した単位を当該課程において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により当該教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で当該研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、大学院に少なくとも1年以上在学するものとする。

9 専門職学位課程の修了の要件は、当該課程に2年以上在学し、所定の単位を修得しなければならないものとする。ただし、前条の規定により当該課程に入学する前に修得した単位(学校教育法(昭和22年法律第26号)第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を当該課程において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により当該教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で当該研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。

(学位論文及び最終試験)

第23条 最終試験は、学位論文(博士前期課程及び修士課程にあつては学位論文又は特定の課題についての研究の成果)を中心としてこれに関連ある授業科目について行うものとする。

2 学位論文(博士前期課程及び修士課程にあつては学位論文又は特定の課題についての研究の成果)の審査及び最終試験の合格、不合格は、当該教授会の意見を聴いて、当該研究科長が決定する。

3 審査の方法は、研究科において定める。

(学位の授与)

第24条 本大学院の課程(専門職学位課程を除く。)を修了した者には、博士又は修士の学位を授与する。

2 前項の学位に付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。

| 学位 | 研究科名      | 専攻分野の名称               |
|----|-----------|-----------------------|
| 博士 | 医学系研究科    |                       |
|    | 医学博士課程    | 医学                    |
|    | 博士後期課程    | 保健学                   |
|    | 創成科学研究科   |                       |
|    | 博士後期課程    | 理学, 工学, 医工学, 生命科学又は学術 |
|    | 東アジア研究科   | 学術                    |
|    | 共同獣医学研究科  | 獣医学                   |
| 修士 | 人間社会科学研究科 | 文学, 心理学, 経済学又は学術      |
|    | 医学系研究科    |                       |
|    | 博士前期課程    | 保健学                   |
|    | 創成科学研究科   |                       |
|    | 修士課程      | 農学又は生命科学              |

- 3 教育学研究科を修了した者には，教職修士(専門職)の専門職学位を授与する。
- 4 技術経営研究科の専門職学位課程を修了した者には，技術経営修士(専門職)の専門職学位を授与する。
- 5 学位に関する事項は，別に定める。

#### 第7章 学生定員

(学生定員)

第25条 学生定員は，別表第1のとおりとする。

#### 第8章 入学，転入学，再入学，進学，休学，復学，退学，転学及び留学

(入学の時期)

第26条 入学の時期は，学年の始めとする。ただし，学年の途中においても，学期の区分に従い，学生を入学させることができる。

(入学資格)

第27条 医学系研究科の博士課程(医学博士課程に限る。)に入学することのできる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学の医学，歯学又は修業年限6年の薬学若しくは獣医学を履修する課程を卒業した者
- (2) 外国において，学校教育における18年の課程を修了し，その最終の課程が医学，歯学，薬学又は獣医学であった者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程を修了し，その最終の課程が医学，歯学，薬学又は獣医学であった者
- (4) 我が国において，外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (5) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について，当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において，修業年限が5年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により，学士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学院に入学した者であって，医学系研究科において，大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (8) 医学系研究科において，個別の入学資格審査により，大学の医学，歯学又は修業年限6年の薬学若しくは獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で，24歳に達したものの

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって、医学系研究科の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものは、医学系研究科の博士課程(医学博士課程に限る。)に入学することができる。
  - (1) 大学の医学、歯学又は修業年限6年の薬学若しくは獣医学を履修する課程に4年以上在学した者
  - (2) 外国において学校教育における16年の課程を修了し、その最終の課程が医学、歯学、薬学又は獣医学であった者
  - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了し、その最終の課程が医学、歯学、薬学又は獣医学であった者
  - (4) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- 3 共同獣医学研究科の博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
  - (1) 大学における修業年限6年の獣医学若しくは薬学、医学又は歯学を履修する課程を卒業した者
  - (2) 外国において、学校教育における18年の課程を修了した者
  - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程を修了した者
  - (4) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
  - (5) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が5年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者
  - (6) 文部科学大臣の指定した者
  - (7) 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学院に入学した者であって、共同獣医学研究科において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
  - (8) 共同獣医学研究科において、個別の入学資格審査により、大学における修業年限6年の獣医学若しくは薬学、医学又は歯学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの
- 4 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって、共同獣医学研究科の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものは、共同獣医学研究科の博士課程に入学することができる。

- (1) 大学における修業年限 6 年の獣医学若しくは薬学，医学又は歯学を履修する課程に 4 年以上在学した者
  - (2) 外国において学校教育における 16 年の課程を修了した者
  - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者
  - (4) 我が国において，外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- 5 博士後期課程及び後期 3 年博士課程に入学することができる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
  - (2) 外国において，修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
  - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し，修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
  - (4) 我が国において，外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し，修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
  - (5) 国際連合大学の課程を修了し，修士の学位に相当する学位を授与された者
  - (6) 文部科学大臣の指定した者
  - (7) 研究科において，個別の入学資格審査により，修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で，24 歳に達したもの

第 28 条 博士前期課程，修士課程及び専門職学位課程に入学することのできる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第 104 条第 7 項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (5) 我が国において，外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について，当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において，修業年限が 3 年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により，学士の学位に相当する学位を授与された者



- (7) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
  - (8) 文部科学大臣の指定した者
  - (9) 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学院に入学した者であって、研究科において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
  - (10) 研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって、研究科の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものは、博士前期課程、修士課程又は専門職学位課程に入学することができる。

- (1) 大学に3年以上在学した者
  - (2) 外国において学校教育における15年の課程を修了した者
  - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者
  - (4) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (入学者の選考)

第29条 入学者の選考については、本学学則第43条の規定を準用する。

(入学の手続)

第30条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、宣誓書その他所定の書類を提出するとともに、所定の入学料を納めなければならない。

(入学の許可)

第31条 学長は、前条の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(転入学及び再入学)

第32条 他の大学院からの転入学(外国の大学院からの転入学及び我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程に在学した者(学校教育法第102条第1項に規定する者に限る。))又は国際連合大学の課程に在学した者が転入学する場合を含む。)又は本大学院を第36条の規定により準用される本学学則第49条の規定により退学した者若しくは第44条の規定により準用される本学学則第64条第1号の規定により除籍された者の再入学については、学長が当該教授会の意見を聴いて、許可することができる。

2 転入学又は再入学を許可された者の既修得単位の認定及び在学すべき期間の決定は、当該教授会の意見を聴いて、当該研究科長が決定する。

(進学)

第33条 本学大学院の修士課程、博士前期課程又は専門職学位課程を修了し、引き続き本学大学院の博士課程又は博士後期課程に進学を志願する者については、研究科の定めるところにより、選考の上、研究科長が進学を許可する。

(休学)

第 34 条 休学期間は、通算して、医学系研究科の博士課程(医学博士課程に限る。)及び共同獣医学研究科の博士課程にあつては 4 年、博士後期課程及び後期 3 年博士課程にあつては 3 年、博士前期課程、修士課程及び専門職学位課程にあつては 2 年を超えることができない。

2 休学及び休学期間の算入の取扱いに関しては、本学学則第 52 条及び第 54 条の規定を準用する。

(復学)

第 35 条 復学に関しては、本学学則第 55 条の規定を準用する。

(退学及び転学)

第 36 条 退学及び転学の手続並びに許可については、本学学則第 49 条及び第 50 条の規定を準用する。

(留学)

第 37 条 外国の大学院又はこれに相当する高等教育機関で学修することを志願する学生は、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第 12 条に定める標準修業年限に算入することができる。

#### 第 9 章 教育職員の免許状授与の所要資格の取得

(教育職員の免許)

第 38 条 教育職員の免許状を受けようとする者は、教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号)及び教育職員免許法施行規則(昭和 29 年文部省令第 26 号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 研究科において取得できる教育職員の免許状の種類及び教科は、別表第 2 のとおりとする。

#### 第 10 章 研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び特別研究学生

(研究生及び科目等履修生)

第 39 条 本大学院において、特定研究又は 1 若しくは複数の授業科目の履修を希望する本大学院の学生以外の者であつて、これを適当と認めた場合は、研究生又は科目等履修生として入学を許可することがある。

2 前項の研究生及び科目等履修生に関する事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第 40 条 他の大学院又は外国の大学院の学生で、本大学院において授業科目の履修を志願する者があるときは、当該大学院との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することがある。

(特別研究学生)

第 41 条 他の大学院又は外国の大学院の学生で、本大学院において研究指導を受けることを志願する者があるときは、当該大学院との協議に基づき、特別研究学生として入学を許可することがある。

#### 第 11 章 特別の課程

(履修証明プログラム)

第 41 条の 2 本学大学院の学生以外の者を対象に、社会の多様なニーズに応じた様々な分野の学習機会を提供するため、研究科は、学校教育法第 105 条に定める特別の課程(以下「履修証明プログラム」という。)を編成することができる。

2 履修証明プログラムに関する事項は、別に定める。

#### 第 12 章 授業料、入学料及び検定料

(授業料, 入学料及び検定料)

第 42 条 授業料, 検定料及び入学料の額, 徴収方法その他必要な事項は, 別に定める。

### 第 13 章 賞罰

(賞罰)

第 43 条 学生の賞罰については, 本学学則第 62 条及び第 63 条の規定を準用する。

### 第 14 章 除籍

(除籍)

第 44 条 学生の除籍については, 本学学則第 64 条の規定を準用する。

### 第 15 章 雑則

(本学学則の準用)

第 45 条 この学則に定めるもののほか, 学生に関し必要な事項は, 本学学則を準用する。

(読替)

第 46 条 本学学則をこの学則に準用する場合は, 「大学」, 「大学又は短期大学」又は「短期大学又は高等専門学校」の専攻科」とあるのは「大学院」と, 「学部」とあるのは「研究科」と, 「学部長」とあるのは「研究科長」と読み替えるものとする。

(国際連携専攻の特例)

第 47 条 山口大学・カセサート大学国際連携農学生命科学専攻において, カセサート大学との協議により, この学則と異なる取扱いをする場合は, カセサート大学と締結する協定書等において別に定めるものとする。

### 附 則

- 1 この学則は, 昭和 42 年 7 月 11 日から施行し, 昭和 42 年 4 月 1 日から適用する。ただし, 第 5 条第 1 項の医学研究科の項中, 内科系内科学第三講座については, 昭和 42 年 6 月 1 日から適用する。
- 2 山口大学大学院学則(昭和 41 年 4 月 1 日制定)は, 廃止する。

### 附 則(昭和 44 年 3 月 11 日規則第 29 号)

この学則は, 昭和 44 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則(昭和 45 年 6 月 9 日規則第 13 号)

この学則は, 昭和 45 年 6 月 9 日から施行し, 昭和 45 年 4 月 1 日から適用する。

### 附 則(昭和 45 年 7 月 20 日規則第 25 号)

この学則は, 昭和 45 年 7 月 20 日から施行し, 昭和 45 年 4 月 1 日から適用する。

### 附 則(昭和 46 年 5 月 11 日規則第 16 号)

この学則は, 昭和 46 年 5 月 11 日から施行し, 昭和 46 年 4 月 1 日から適用する。

### 附 則(昭和 47 年 4 月 11 日規則第 7 号)

- 1 この学則は, 昭和 47 年 4 月 11 日から施行し, 昭和 47 年 4 月 1 日から適用する。

- 2 この学則適用の際現に在学する者に係る授業料の額は、改正後の学則第 32 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この学則適用の日以後において転入学又は再入学した者に係る授業料の額は、改正後の学則第 32 条の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。
- 4 昭和 47 年度において入学した者から徴収する同年度に係る授業料の額は、改正後の学則第 32 条の規定にかかわらず、次に定める前期及び後期の額を合わせた額とし、当該前期又は後期の額を前期又は後期において徴収するものとする。  
前期 9,000 円  
後期 18,000 円
- 5 前項の規定が適用される者について山口大学学則第 44 条を準用する場合においては、昭和 47 年度に限り、同条第 2 項中「前項の月割額は、年額の 12 分の 1」とあるのは「前項の月割額は、当該前期又は後期において徴収する授業料の額の 6 分の 1」とする。
- 6 昭和 47 年度における入学を許可されるものに係る入学料の額は、改正後の学則第 32 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 7 昭和 47 年度の入学、転入学又は再入学に係る検定料の額は、改正後の学則第 32 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(昭和 47 年 5 月 16 日規則第 21 号)

- 1 この学則は、昭和 47 年 5 月 16 日から施行し、昭和 47 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 昭和 47 年度において入学した者に係る授業料の額は、改正後の学則第 32 条の規定にかかわらず、昭和 47 年度に限り前期にあつては、それぞれ 1 単位につき 600 円とし、後期にあつては、それぞれ 1 単位につき 1,200 円とする。
- 3 昭和 47 年度の入学を許可される者から徴収する入学料の額は、改正後の学則第 32 条の規定にかかわらず、従前の額とする。
- 4 昭和 47 年度の入学に係る検定料の額は、改正後の学則第 32 条の規定にかかわらず、従前の額とする。

附 則(昭和 48 年 4 月 10 日規則第 2 号)

この学則は、昭和 48 年 4 月 10 日から施行し、昭和 48 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 48 年 6 月 18 日規則第 8 号)

この学則は、昭和 48 年 6 月 18 日から施行し、昭和 48 年 3 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 49 年 5 月 14 日規則第 10 号)

この学則は、昭和 49 年 5 月 14 日から施行し、昭和 49 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 50 年 4 月 8 日規則第 9 号)

- 1 この学則は、昭和 50 年 4 月 8 日から施行し、昭和 50 年 4 月 1 日から適用する。

- 昭和 50 年度の入学，転入学又は再入学に係る検定料の額は，改正後の学則第 32 条の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則(昭和 50 年 6 月 10 日規則第 20 号)

この学則は，昭和 50 年 6 月 10 日から施行し，昭和 50 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 51 年 2 月 13 日規則第 42 号)

この学則は，昭和 51 年 2 月 13 日から施行する。

附 則(昭和 51 年 4 月 13 日規則第 11 号)

- この学則は，昭和 51 年 4 月 13 日から施行し，昭和 51 年 4 月 1 日から適用する。
- 昭和 51 年度において第 1 学年に入学した者に，本学学則第 45 条の規定を準用する場合は，昭和 51 年度に限り，同条第 2 項中「前項の月割額は，年額の 12 分の 1」とあるのは「前項の月割額は，当該前期又は後期において徴収する授業料の額の 6 分の 1」とする。
- この学則適用の際現に在学する聴講生に係る授業料の額は，改正後の学則第 32 条の規定にかかわらず，従前の例による。
- 昭和 51 年度において入学した聴講生(昭和 51 年 4 月 1 日前から引き続き在学している者であって，在学期間が延長された場合における当該延長期間の始期が昭和 51 年 4 月 1 日以後であるものを含む。)に係る授業料の額は，改正後の学則第 32 条の規定にかかわらず，昭和 51 年度に限り，前期にあつては，1 単位につき 1,200 円とし，後期にあつては，1 単位につき 3,000 円とする。

附 則(昭和 52 年 6 月 14 日規則第 15 号)

- この学則は，昭和 51 年 12 月 14 日から施行し，昭和 51 年 4 月 1 日から適用する。
- 学則第 19 条(別表)の規定にかかわらず，完成時までの医学研究科(専攻名外科系)，工学研究科化学工学専攻及び計の年度別総定員は，次の表により読み替えるものとする。

| 研究科名  | 専攻名    | 昭和 51 年度 |      |
|-------|--------|----------|------|
|       |        | 博士課程     | 修士課程 |
| 医学研究科 | 外科系    | 62       |      |
| 工学研究科 | 化学工学専攻 |          | 8    |
| 計     |        | 214      | 216  |

附 則(昭和 53 年 1 月 10 日規則第 31 号)

- この学則は，昭和 52 年 4 月 12 日から施行し，昭和 52 年 4 月 1 日から適用する。
- 学則第 19 条(別表)の規定にかかわらず，完成時までの修士課程における農学研究科獣医学専攻及び計の年度別総定員は，次の表により読み替えるものとする。

| 研究科名  | 専攻名   | 昭和 52 年度 |
|-------|-------|----------|
|       |       | 修士課程     |
| 農学研究科 | 獣医学専攻 | 30       |

|   |     |
|---|-----|
| 計 | 226 |
|---|-----|

附 則(昭和 53 年 4 月 11 日規則第 11 号)

- 1 この学則は、昭和 53 年 4 月 11 日から施行し、昭和 53 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 学則第 19 条(別表)の規定にかかわらず、完成時までの農学研究科農学専攻及び獣医学専攻の年度別総定員は、次の表により読み替えるものとする。

| 研究科名  | 専攻名   | 昭和 53 年度 |
|-------|-------|----------|
|       |       | 修士課程     |
| 農学研究科 | 農学専攻  | 26       |
|       | 獣医学専攻 | 30       |

- 3 この学則適用の際現に在学する聴講生に係る授業料の額は、改正後の学則第 32 条の規定にかかわらず、従前の例による。

附 則(昭和 54 年 4 月 10 日規則第 11 号)

- 1 この学則は、昭和 54 年 4 月 10 日から施行し、昭和 54 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の学則第 19 条別表第 1 の規定にかかわらず、完成時までの医学研究科外科系、工学研究科電子工学専攻及び農学研究科獣医学専攻並びに計の年度別の総定員は、次のとおりとする。

| 研究科名  | 専攻名    | 昭和 54 年度 |      | 昭和 55 年度 | 昭和 56 年度 |
|-------|--------|----------|------|----------|----------|
|       |        | 博士課程     | 修士課程 | 博士課程     | 博士課程     |
| 医学研究科 | 外科系    | 66       |      | 68       | 70       |
| 工学研究科 | 電子工学専攻 |          | 8    |          |          |
| 農学研究科 | 獣医学専攻  |          | 30   |          |          |
| 計     |        | 218      | 238  | 220      | 222      |

- 3 昭和 54 年度の入学に係る検定料の額は、改正後の学則第 32 条の規定にかかわらず、従前の額とする。

附 則(昭和 55 年 5 月 13 日規則第 45 号)

この学則は、昭和 55 年 5 月 13 日から施行し、昭和 55 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 55 年 5 月 28 日規則第 50 号)

この学則は、昭和 55 年 5 月 28 日から施行し、昭和 55 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 55 年 7 月 8 日規則第 53 号)

- 1 この学則は、昭和 55 年 7 月 8 日から施行し、昭和 55 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 昭和 54 年度以前の医学研究科入学者については、改正後の学則第 10 条第 1 項、第 15 条第 1 項及び第 16 条第 1 号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(昭和 56 年 4 月 21 日規則第 23 号)

- 1 この学則は、昭和 56 年 4 月 21 日から施行し、昭和 56 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 昭和 56 年度の聴講生の入学に係る検定料の額は、改正後の学則第 32 条の規定にかかわらず、従前の額とする。

附 則(昭和 57 年 4 月 20 日規則第 33 号)

- 1 この学則は、昭和 57 年 4 月 20 日から施行し、昭和 57 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の学則別表第 1 の規定にかかわらず、昭和 57 年度の理学研究科及び農学研究科獣医学専攻並びに計の年度別の総定員は、次のとおりとする。

| 研究科名  | 専攻名       | 昭和 57 年度 |
|-------|-----------|----------|
|       |           | 修士課程     |
| 理学研究科 | 数学専攻      | 8        |
|       | 物理学専攻     | 8        |
|       | 化学専攻      | 8        |
|       | 生物学専攻     | 8        |
|       | 地質学鉱物科学専攻 | 8        |
| 農学研究科 | 獣医学専攻     | 46       |
| 計     |           | 302      |

附 則(昭和 58 年 4 月 12 日規則第 36 号)

- 1 この学則は、昭和 58 年 4 月 12 日から施行し、昭和 58 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 昭和 58 年度の聴講生の入学に係る検定料の額は、改正後の学則第 32 条の規定にかかわらず、従前の額とする。

附 則(昭和 59 年 4 月 10 日規則第 12 号)

- 1 この学則は、昭和 59 年 4 月 10 日から施行し、昭和 59 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 学則第 19 条別表第 1 の規定にかかわらず、完成時までの工学研究科の年度別総定員は、次の表のとおりとする。

| 研究科   | 専攻名      | 昭和 59 年度 |
|-------|----------|----------|
|       |          | 修士課程     |
| 工学研究科 | 機械工学専攻   | 19       |
|       | 資源工学専攻   | 15       |
|       | 工業化学専攻   | 16       |
|       | 土木工学専攻   | 17       |
|       | 電気工学専攻   | 15       |
|       | 生産機械工学専攻 | 16       |
|       | 化学工学専攻   | 15       |

|  |        |    |
|--|--------|----|
|  | 電子工学専攻 | 16 |
|  | 建設工学専攻 | 7  |

- 3 昭和 59 年度において入学した者に係る授業料の額は、改正後の規程第 32 条の規定にかかわらず、昭和 59 年度に限り、前期にあつては、それぞれ 1 単位につき 6,000 円とし、後期にあつては、それぞれ 1 単位につき 7,000 円とする。ただし、単位の修得に前期及び後期を通じての履修を必要とする授業科目に係る 1 単位に相当する授業についての授業料の額は、前期の 1 単位に相当する授業についての授業料の額の 2 分の 1 に相当する額と、後期の 1 単位に相当する授業についての授業料の額の 2 分の 1 に相当する額を合わせた額とする。

附 則(昭和 60 年 4 月 9 日規則第 25 号)

- 1 この学則は、昭和 60 年 4 月 9 日から施行し、昭和 60 年 4 月 1 日から適用する。  
2 改正後の学則別表第 1 の規定にかかわらず、完成時までの人文科学研究科及び計の年度別の総定員は、次の表のとおりとする。

| 研究科     | 専攻名    | 昭和 60 年度 |
|---------|--------|----------|
|         |        | 修士課程     |
| 人文科学研究科 | 地域文化専攻 | 4        |
|         | 言語文化専攻 | 4        |
| 計       |        | 364      |

- 3 昭和 59 年度以前の入学者については、改正後の学則第 27 条の 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。  
4 昭和 60 年度の聴講生の入学に係る検定料及び入学料の額は、改正後の学則第 32 条の規定にかかわらず、従前の額とする。

附 則(昭和 60 年 9 月 10 日規則第 41 号)

この学則は、昭和 60 年 9 月 10 日から施行する。ただし、第 29 条の 3 別表第 2 の改正規定については、昭和 60 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 63 年 1 月 12 日規則第 4 号)

この学則は、昭和 63 年 1 月 12 日から施行し、改正後の第 31 条の規定は、昭和 62 年 9 月 14 日から適用する。

附 則(平成元年 5 月 9 日規則第 38 号)

この学則は、平成元年 5 月 9 日から施行し、平成元年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 2 年 3 月 13 日規則第 16 号)

- 1 この学則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。  
2 完成時までの連合獣医学研究科の年度別の総定員は、改正後の第 19 条及び別表第 1 の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。



| 研究科名     | 専攻名   | 平成 2 年度 | 平成 3 年度 | 平成 4 年度 |
|----------|-------|---------|---------|---------|
|          |       | 博士課程    | 博士課程    | 博士課程    |
| 連合獣医学研究科 | 獣医学専攻 | 12      | 24      | 36      |

- 3 平成 2 年 3 月 31 日以前の入学者の教育職員の免許は，改正後の第 29 条の 3 の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則(平成 2 年 9 月 11 日規則第 57 号)

- この学則は，平成 2 年 10 月 1 日から施行する。
- この学則施行前の工学研究科機械工学専攻，資源工学専攻，工業化学専攻，土木工学専攻，電気工学専攻，生産機械工学専攻，化学工学専攻，電子工学専攻及び建設工学専攻は，改正後の第 5 条の規定にかかわらず，平成 2 年 9 月 30 日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間，存続するものとし，その課程修了の要件及び教育職員の免許は，改正後の第 16 条及び第 29 条の 3 第 2 項別表第 2 にかかわらず，なお従前の例による。
- 改正後の第 19 条及び別表第 1 の規定にかかわらず，完成時までの工学研究科の年度別の総定員は，次の表のとおりとする。

| 研究科名  | 専攻名          | 平成 3 年度      |              | 平成 4 年度      |              |
|-------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
|       |              | 博士課程又は博士後期課程 | 博士前期課程又は修士課程 | 博士課程又は博士後期課程 | 博士前期課程又は修士課程 |
| 工学研究科 | 機械工学専攻       |              | 14           |              | 28           |
|       | 応用化学工学専攻     |              | 11           |              | 22           |
|       | 社会建設工学専攻     |              | 12           |              | 24           |
|       | 電気電子工学専攻     |              | 13           |              | 26           |
|       | 知能情報システム工学専攻 |              | 10           |              | 20           |
|       | 機能材料工学専攻     |              | 8            |              | 16           |
|       | 物質工学専攻       | 8            |              | 16           |              |
|       | システム工学専攻     | 8            |              | 16           |              |
|       | 設計工学専攻       | 8            |              | 16           |              |

附 則(平成 3 年 3 月 12 日規則第 17 号)

- この学則は，平成 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 改正後の第 19 条及び別表第 1 の規定にかかわらず，平成 3 年度の教育学研究科の総定員は，次の表のとおりとする。

| 研究科名   | 専攻名    | 平成 3 年度      |              |
|--------|--------|--------------|--------------|
|        |        | 博士課程又は博士後期課程 | 博士前期課程又は修士課程 |
| 教育学研究科 | 学校教育専攻 |              | 5            |

附 則(平成 3 年 12 月 10 日規則第 60 号)

この学則は、平成 3 年 12 月 10 日から施行し、平成 3 年 7 月 1 日から適用する。

附 則(平成 4 年 6 月 9 日規則第 48 号)

この学則は、平成 4 年 6 月 9 日から施行し、平成 4 年 5 月 12 日から適用する。

附 則(平成 5 年 3 月 9 日規則第 17 号)

この学則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 6 年 3 月 8 日規則第 12 号)

- 1 この学則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 19 条別表第 1 の規定にかかわらず、平成 6 年度の工学研究科の博士前期課程の収容定員は、次の表のとおりとする。

| 研究科名  | 専攻名          | 平成 6 年度<br>博士前期課程 |
|-------|--------------|-------------------|
| 工学研究科 | 機械工学専攻       | 38                |
|       | 応用化学工学専攻     | 29                |
|       | 社会建設工学専攻     | 32                |
|       | 電気電子工学専攻     | 33                |
|       | 知能情報システム工学専攻 | 26                |
|       | 機能材料工学専攻     | 22                |

附 則(平成 7 年 1 月 10 日規則第 1 号)

この学則は、平成 7 年 1 月 10 日から施行する。

附 則(平成 7 年 3 月 14 日規則第 17 号)

- 1 この学則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 19 条別表第 1 の規定にかかわらず、平成 7 年度の教育学研究科、経済学研究科及び農学研究科の収容定員は、次の表のとおりとする。

| 研究科名   | 専攻名    | 平成 7 年度修士課程 |
|--------|--------|-------------|
| 教育学研究科 | 学校教育専攻 | 10          |
|        | 教科教育専攻 | 42          |
| 経済学研究科 | 経済学専攻  | 32          |
|        | 企業経営専攻 | 10          |
| 農学研究科  | 農学専攻   | 14          |

|  |          |    |
|--|----------|----|
|  | 農芸化学専攻   | 10 |
|  | 生物資源科学専攻 | 24 |

附 則(平成7年9月12日規則第47号)

この学則は、平成7年10月1日から施行する。

附 則(平成8年4月1日規則第24号)

- この学則は、平成8年4月1日から施行する。
- 改正後の第19条別表第1の規定にかかわらず、平成8年度の理学研究科数学専攻、化学専攻、地質学鉱物科学専攻及び工学研究科機械工学専攻並びに平成9年度までの工学研究科設計工学専攻の収容定員は、次の表のとおりとする。

| 研究科名  | 専攻名       | 平成8年度  |              | 平成9年度  |
|-------|-----------|--------|--------------|--------|
|       |           | 博士後期課程 | 博士前期課程又は修士課程 | 博士後期課程 |
| 理学研究科 | 数学専攻      |        | 20           |        |
|       | 化学専攻      |        | 18           |        |
|       | 地質学鉱物科学専攻 |        | 18           |        |
| 工学研究科 | 機械工学専攻    |        | 55           |        |
|       | 設計工学専攻    | 26     |              | 28     |

附 則(平成9年3月11日規則第14号)

- この学則は、平成9年4月1日から施行する。
- この学則施行前の理学研究科の各専攻は、改正後の第3条及び第5条の規定にかかわらず、平成9年3月31日に当該研究科の各専攻に在学する者が当該研究科の各専攻に在学しなくなる日までの間存続するものとし、その入学者の課程、標準修業年限、課程修了の要件、学位の授与及び教育職員の免許は、改正後の第4条、第10条、第16条、第18条及び第29条の3第2項別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 平成9年3月31日以前の医学研究科生理系、病理系及び社会医学系の入学者の教育方法は、改正後の第15条の4の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 改正後の第19条別表第1の規定にかかわらず、平成9年度の教育学研究科教科教育専攻、理工学研究科機械工学専攻、応用化学工学専攻、社会建設工学専攻、電気電子工学専攻、知能情報システム工学専攻、機能材料工学専攻、数理科学専攻、自然情報科学専攻、化学・地球科学専攻、設計工学専攻及び自然共生科学専攻、平成10年度の理工学研究科自然共生科学専攻並びに附則第2項により存続する理学研究科各専攻の収容定員は、次の表のとおりとする。

| 研究科名   | 専攻名    | 平成9年度  |              | 平成10年度 |
|--------|--------|--------|--------------|--------|
|        |        | 博士後期課程 | 博士前期課程又は修士課程 | 博士後期課程 |
| 教育学研究科 | 教科教育専攻 |        | 56           |        |
| 理工学研究科 | 機械工学専攻 |        | 67           |        |

|       |              |    |    |    |
|-------|--------------|----|----|----|
|       | 応用化学工学専攻     |    | 48 |    |
|       | 社会建設工学専攻     |    | 50 |    |
|       | 電気電子工学専攻     |    | 53 |    |
|       | 知能情報システム工学専攻 |    | 49 |    |
|       | 機能材料工学専攻     |    | 38 |    |
|       | 数理科学専攻       |    | 14 |    |
|       | 自然情報科学専攻     |    | 28 |    |
|       | 化学・地球科学専攻    |    | 24 |    |
|       | 設計工学専攻       | 28 |    |    |
|       | 自然共生科学専攻     | 8  |    | 16 |
| 理学研究科 | 数学専攻         |    | 12 |    |
|       | 物理学専攻        |    | 8  |    |
|       | 化学専攻         |    | 10 |    |
|       | 生物学専攻        |    | 8  |    |
|       | 地質学鉱物科学専攻    |    | 10 |    |

附 則(平成 10 年 3 月 10 日規則第 6 号)

- 1 この学則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 19 条別表第 1 の規定にかかわらず、平成 10 年度の理工学研究科応用化学工学専攻、機能材料工学専攻、自然共生科学専攻及び環境共生工学専攻の収容定員は、次のとおりとする。

| 研究科名   | 専攻名      | 平成 10 年度 |              |
|--------|----------|----------|--------------|
|        |          | 博士後期課程   | 博士前期課程又は修士課程 |
| 理工学研究科 | 応用化学工学専攻 |          | 58           |
|        | 機能材料工学専攻 |          | 46           |
|        | 自然共生科学専攻 | 16       |              |
|        | 環境共生工学専攻 | 30       |              |

附 則(平成 10 年 7 月 21 日規則第 62 号)

この学則は、平成 10 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 10 年 12 月 8 日規則第 65 号)

この学則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 11 年 12 月 14 日規則第 64 号)

この学則は、平成 11 年 12 月 14 日から施行し、この学則による改正後の山口大学大学院学則の規定は、平成 11 年 8 月 31 日から適用する。

附 則(平成 12 年 3 月 14 日規則第 14 号)

- この学則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- この学則施行前の医学研究科の各専攻は、改正後の第 5 条の規定にかかわらず、平成 12 年 3 月 31 日に当該研究科の各専攻に在学する者が当該研究科の各専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとし、当該研究科の生理系、病理系及び社会医学系の入学者の教育方法は、改正後の第 15 条の 4 の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 改正後の第 19 条別表第 1 の規定にかかわらず、完成時までの教育学研究科学校教育専攻、医学研究科各専攻、理工学研究科応用化学工学専攻、感性デザイン工学専攻、物質工学専攻、設計工学専攻及び環境共生工学専攻、農学研究科生物資源科学専攻並びに前項により存続する医学研究科各専攻の収容定員は、次のとおりとする。

| 研究科名       | 専攻名            | 平成 12 年度         |                  | 平成 13 年度         | 平成 14 年度 |
|------------|----------------|------------------|------------------|------------------|----------|
|            |                | 博士課程又は<br>博士後期課程 | 博士前期課程<br>又は修士課程 | 博士課程又は博士後<br>期課程 | 博士課程     |
| 教育学研<br>究科 | 学校教育専攻         |                  | 14               |                  |          |
| 医学研究<br>科  | 高次統御系          | 12               |                  | 24               | 36       |
|            | 器官病態系          | 16               |                  | 32               | 48       |
|            | 分子制御系          | 24               |                  | 48               | 72       |
|            | 環境情報系          | 4                |                  | 8                | 12       |
|            | 生理系            | 36               |                  | 24               | 12       |
|            | 病理系            | 18               |                  | 12               | 6        |
|            | 社会医学系          | 18               |                  | 12               | 6        |
|            | 内科系<br>外科系     | 42<br>54         |                  | 28<br>36         | 14<br>18 |
| 理工学研<br>究科 | 応用化学工学専<br>攻   |                  | 60               |                  |          |
|            | 感性デザイン工<br>学専攻 |                  | 24               |                  |          |
|            | 物質工学専攻         | 27               |                  | 28               |          |
|            | 設計工学専攻         | 29               |                  | 26               |          |
|            | 環境共生工学専<br>攻   | 13               |                  | 26               |          |
| 農学研究<br>科  | 生物資源科学専<br>攻   |                  | 58               |                  |          |

附 則(平成 12 年 12 月 11 日規則第 98 号)

この学則は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

附 則(平成 13 年 3 月 13 日規則第 37 号)

- 1 この学則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 19 条別表第 1 の規定にかかわらず、完成時までの医学研究科器官病態系、分子制御系及び応用医工学系、理工学研究科機械工学専攻、応用化学工学専攻、電気電子工学専攻、知能情報システム工学専攻、物質工学専攻、システム工学専攻及び設計工学専攻並びに東アジア研究科東アジア専攻の収容定員は、次のとおりとする。

| 研究科名    | 専攻名          | 平成 13 年度                |        | 平成 14 年度                | 平成 15 年度 |
|---------|--------------|-------------------------|--------|-------------------------|----------|
|         |              | 博士課程、博士後期課程又は後期 3 年博士課程 | 博士前期課程 | 博士課程、博士後期課程又は後期 3 年博士課程 | 博士課程     |
| 医学研究科   | 器官病態系        | 29                      |        | 42                      | 55       |
|         | 分子制御系        | 41                      |        | 58                      | 75       |
|         | 応用医工学系       | 16                      | 37     | 32                      |          |
| 理工学研究科  | 機械工学専攻       |                         | 69     |                         |          |
|         | 応用化学工学専攻     |                         | 61     |                         |          |
|         | 電気電子工学専攻     |                         | 63     |                         |          |
|         | 知能情報システム工学専攻 |                         | 63     |                         |          |
|         | 物質工学専攻       | 28                      |        | 29                      |          |
|         | システム工学専攻     | 22                      |        | 20                      |          |
|         | 設計工学専攻       | 26                      |        | 23                      |          |
| 東アジア研究科 | 東アジア専攻       | 10                      |        | 20                      |          |

- 3 山口大学大学院委員会規程(昭和 43 年規則第 39 号)は、廃止する。

附 則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 23 号)

- 1 この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則による改正後の山口大学大学院学則第 12 条第 6 項の規定は、平成 16 年度入学者から適用する。
- 3 平成 16 年 3 月 31 日以前の入学者に係る教育職員の免許状の種類及び教科は、この学則による改正後の山口大学大学院学則別表第 2(第 38 条関係)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 17 年 3 月 8 日規則第 9 号)

- 1 この学則は，平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則による改正後の山口大学大学院学則別表第 1(第 25 条関係)の規定にかかわらず，平成 17 年度の医学系研究科保健学専攻及び技術経営研究科技術経営専攻の収容定員並びに博士前期課程，修士課程又は専門職学位課程の収容定員の計は，次のとおりとする。

| 研究科名    | 専攻名    | 平成 17 年度<br>収容定員 |
|---------|--------|------------------|
| 医学系研究科  | 保健学専攻  | 12               |
| 技術経営研究科 | 技術経営専攻 | 15               |
| 計       |        | 907              |

- 3 平成 17 年 3 月 31 日以前の入学者の教育職員の免許は，この学則による改正後の山口大学大学院学則別表第 2(第 38 条関係)の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則(平成 17 年 11 月 15 日規則第 109 号)

この学則は，平成 17 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 14 日規則第 19 号)

- 1 この学則は，平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則施行前の医学系研究科の高次統御系専攻，器官病態系専攻，分子制御系専攻及び環境情報系専攻並びに理工学研究科の応用化学工学専攻，電気電子工学専攻，知能情報システム工学専攻，機能材料工学専攻，自然情報科学専攻，化学・地球科学専攻，環境共生工学専攻，物質工学専攻，システム工学専攻，設計工学専攻及び自然共生科学専攻は，この学則による改正後の山口大学大学院学則第 5 条の規定にかかわらず，平成 18 年 3 月 31 日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学なくなる日までの間，存続するものとし，その教育職員の免許は，この学則による改正後の山口大学大学院学則別表第 2(第 38 条関係)の規定にかかわらず，なお従前の例による。
- 3 平成 18 年度から平成 20 年度までの医学系研究科(保健学専攻を除く。)，理工学研究科及び計の博士課程又は博士後期課程の収容定員並びに博士前期課程，修士課程又は専門職学位課程の収容定員は，この学則による改正後の山口大学大学院学則別表第 1(第 25 条関係)の規定にかかわらず，次のとおりとする。

| 研究科名 | 専攻名 | 平成 18 年度<br>収容定員        |                      | 平成 19 年度<br>収容定員        |                      | 平成 20 年度<br>収容定員        |                      |
|------|-----|-------------------------|----------------------|-------------------------|----------------------|-------------------------|----------------------|
|      |     | 博士課程，博士後期課程又は後期 3 年博士課程 | 博士前期課程，修士課程又は専門職学位課程 | 博士課程，博士後期課程又は後期 3 年博士課程 | 博士前期課程，修士課程又は専門職学位課程 | 博士課程，博士後期課程又は後期 3 年博士課程 | 博士前期課程，修士課程又は専門職学位課程 |

|                |                     |    |    |    |   |    |   |
|----------------|---------------------|----|----|----|---|----|---|
| 医学<br>系研<br>究科 | システム<br>統御医学<br>系専攻 | 17 | —  | 34 | — | 51 | — |
|                | 情報解析<br>医学系専<br>攻   | 18 | —  | 36 | — | 54 | — |
|                | 高次統御<br>系専攻         | 36 | —  | 24 | — | 12 | — |
|                | 器官病態<br>系専攻         | 39 | —  | 26 | — | 13 | — |
|                | 分子制御<br>系専攻         | 51 | —  | 34 | — | 17 | — |
|                | 環境情報<br>系専攻         | 12 | —  | 8  | — | 4  | — |
|                | 応用医工<br>学系専攻        | 46 | 71 | 44 | — | —  | — |
|                | 応用分子<br>生命科学<br>系専攻 | 10 | 30 | 20 | — | —  | — |
| 理工<br>学研<br>究科 | 数理科学<br>専攻          | —  | 30 | —  | — | —  | — |
|                | 物理・情<br>報科学専<br>攻   | —  | 20 | —  | — | —  | — |
|                | 自然情報<br>科学専攻        | —  | 28 | —  | — | —  | — |
|                | 地球科学<br>専攻          | —  | 12 | —  | — | —  | — |
|                | 化学・地<br>球科学専<br>攻   | —  | 24 | —  | — | —  | — |
|                | 機械工学<br>専攻          | —  | 69 | —  | — | —  | — |
|                | 社会建設<br>工学専攻        | —  | 66 | —  | — | —  | — |



|                      |    |    |    |   |   |   |
|----------------------|----|----|----|---|---|---|
| 物質化学<br>専攻           | —  | 36 | —  | — | — | — |
| 応用化学<br>工学専攻         | —  | 29 | —  | — | — | — |
| 電子デバ<br>イス工学<br>専攻   | —  | 42 | —  | — | — | — |
| 電子情報<br>システム<br>工学専攻 | —  | 38 | —  | — | — | — |
| 電気電子<br>工学専攻         | —  | 30 | —  | — | — | — |
| 知能情報<br>システム<br>工学専攻 | —  | 30 | —  | — | — | — |
| 機能材料<br>工学専攻         | —  | 22 | —  | — | — | — |
| 感性デザ<br>イン工学<br>専攻   | —  | 54 | —  | — | — | — |
| 自然科学<br>基盤系専<br>攻    | 7  | —  | 14 | — | — | — |
| 自然共生<br>科学専攻         | 16 | —  | 8  | — | — | — |
| 物質工学<br>系専攻          | 8  | —  | 16 | — | — | — |
| 物質工学<br>専攻           | 18 | —  | 9  | — | — | — |
| システム<br>設計工学<br>系専攻  | 9  | —  | 18 | — | — | — |
| システム<br>工学専攻         | 12 | —  | 6  | — | — | — |

|              |     |     |     |   |     |   |
|--------------|-----|-----|-----|---|-----|---|
| 情報・デザイン工学系専攻 | 9   | —   | 18  | — | —   | — |
| 設計工学専攻       | 14  | —   | 7   | — | —   | — |
| 環境共生系専攻      | 10  | 50  | 20  | — | —   | — |
| 環境共生工学専攻     | 26  | 30  | 13  | — | —   | — |
| 計            | 436 | 983 | 433 | — | 430 | — |

附 則(平成 19 年 3 月 13 日規則第 20 号)

- 1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則による改正後の山口大学大学院学則別表第 1(第 25 条関係)の規定にかかわらず、平成 19 年度から平成 20 年度までの医学系研究科保健学専攻博士後期課程の収容定員及び博士課程、博士後期課程又は後期 3 年博士課程の収容定員の計は、次のとおりとする。

| 研究科名   | 専攻名   | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 |
|--------|-------|----------|----------|
|        |       | 収容定員     | 収容定員     |
| 医学系研究科 | 保健学専攻 | 5        | 10       |
| 計      |       | 438      | 440      |

附 則(平成 20 年 3 月 11 日規則第 17 号)

この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 9 日規則第 19 号)

- 1 この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則による改正後の山口大学大学院学則別表第 1(第 25 条関係)の規定にかかわらず、平成 22 年度の教育学研究科の収容定員は、次のとおりとする。

| 研究科名   | 専攻名    | 平成 22 年度 |
|--------|--------|----------|
|        |        | 収容定員     |
| 教育学研究科 | 学校教育専攻 | 22       |
|        | 教科教育専攻 | 60       |

附 則(平成 23 年 3 月 8 日規則第 16 号)

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 13 日規則第 23 号)

- この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- この学則による改正後の山口大学大学院学則別表第 1(第 25 条関係)の規定にかかわらず、平成 24 年度から平成 26 年度までの医学系研究科のシステム制御医学系専攻、情報解析医学系専攻、応用医工学系専攻(博士前期課程)及び応用分子生命科学系専攻並びに理工学研究科の電子情報システム工学専攻、自然科学基盤系専攻、情報・デザイン工学系専攻及び環境共生系専攻(博士前期課程)の収容定員並びに博士課程、博士後期課程又は後期 3 年博士課程及び博士前期課程、修士課程又は専門職学位課程の計は、次のとおりとする。

| 研究科名   | 専攻名          | 平成 24 年度<br>収容定員        |                      | 平成 25 年度<br>収容定員        |                      | 平成 26 年度<br>収容定員        |                      |
|--------|--------------|-------------------------|----------------------|-------------------------|----------------------|-------------------------|----------------------|
|        |              | 博士課程、博士後期課程又は後期 3 年博士課程 | 博士前期課程、修士課程又は専門職学位課程 | 博士課程、博士後期課程又は後期 3 年博士課程 | 博士前期課程、修士課程又は専門職学位課程 | 博士課程、博士後期課程又は後期 3 年博士課程 | 博士前期課程、修士課程又は専門職学位課程 |
| 医学系研究科 | システム制御医学系専攻  | 65                      | —                    | 62                      | —                    | 59                      | —                    |
|        | 情報解析医学系専攻    | 70                      | —                    | 68                      | —                    | 66                      | —                    |
|        | 応用医工学系専攻     | —                       | 65                   | —                       | —                    | —                       | —                    |
|        | 応用分子生命科学系専攻  | 32                      | 66                   | 34                      | —                    | —                       | —                    |
| 理工学研究科 | 電子情報システム工学専攻 | —                       | 79                   | —                       | —                    | —                       | —                    |
|        | 自然科学基盤系専攻    | 19                      | —                    | 17                      | —                    | —                       | —                    |
|        | 情報・デザイン工学系専攻 | 24                      | —                    | 21                      | —                    | —                       | —                    |
|        | 環境共生系専攻      | —                       | 102                  | —                       | —                    | —                       | —                    |
| 計      | 426          | 1,040                   | 418                  | —                       | 410                  | —                       |                      |

附 則(平成 27 年 3 月 10 日規則第 16 号)

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 8 日規則第 29 号)

- この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- この学則施行前の人文科学研究科の地域文化専攻及び言語文化専攻並びに医学系研究科のシステム統御医学系専攻、情報解析医学系専攻、応用医工学系専攻及び応用分子生命科学系専攻並びに理工学研究科の数理科学専攻、物理・情報科学専攻、地球科学専攻、機械工学専攻、社会建設工学専攻、物質化学専攻、電子デバイス工学専攻、電子情報システム工学専攻、感性デザイン工学専攻、自然科学基盤系専攻、システム設計工学系専攻、物質工学系専攻、情報・デザイン工学系専攻及び環境共生系専攻並びに農学研究科の生物資源科学専攻は、改正後の第 3 条及び第 5 条の規定にかかわらず、平成 28 年 3 月 31 日に当該研究科の各専攻に在学する者が当該研究科の各専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとし、その入学者の課程、標準修業年限、課程修了の要件、学位の授与及び教育職員の免許は、改正後の第 4 条、第 12 条、第 22 条、第 24 条及び第 38 条第 2 項別表第 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 改正後の第 25 条別表第 1 の規定にかかわらず、平成 28 年度から平成 30 年度までの人文科学研究科人文科学専攻、教育学研究科教職実践高度化専攻、医学系研究科医学専攻、創成科学研究科基盤科学系専攻、地球圏生命物質科学系専攻、機械工学系専攻、建設環境系専攻、化学系専攻、電気電子情報系専攻、農学系専攻、自然科学系専攻、システム・デザイン工学系専攻、環境共生系専攻、物質工学系専攻及びライフサイエンス系専攻並びに前項により存続する人文科学研究科各専攻及び医学系研究科各専攻及び理工学研究科各専攻及び農学研究科生物資源科学専攻並びに教育学研究科学校教育専攻及び教科教育専攻の収容定員は、次のとおりとする。

| 研究科名    | 専攻名    | 平成 28 年度<br>収容定員        |                      | 平成 29 年度<br>収容定員        |                      | 平成 30 年度<br>収容定員        |                      |
|---------|--------|-------------------------|----------------------|-------------------------|----------------------|-------------------------|----------------------|
|         |        | 博士課程，博士後期課程又は後期 3 年博士課程 | 博士前期課程，修士課程又は専門職学位課程 | 博士課程，博士後期課程又は後期 3 年博士課程 | 博士前期課程，修士課程又は専門職学位課程 | 博士課程，博士後期課程又は後期 3 年博士課程 | 博士前期課程，修士課程又は専門職学位課程 |
| 人文科学研究科 | 人文科学専攻 | —                       | 8                    | —                       | —                    | —                       | —                    |
|         | 地域文化専攻 | —                       | 4                    | —                       | —                    | —                       | —                    |
|         | 言語文化専攻 | —                       | 4                    | —                       | —                    | —                       | —                    |
|         | 学校教育専攻 | —                       | 23                   | —                       | —                    | —                       | —                    |

|                |                      |             |     |    |   |    |   |
|----------------|----------------------|-------------|-----|----|---|----|---|
| 教育<br>学研<br>究科 | 教科教育<br>専攻           | —           | 45  | —  | — | —  | — |
|                | 教育実践<br>高度化専<br>攻    | —           | 14  | —  | — | —  | — |
| 医学<br>系研<br>究科 | 医学専攻                 | 33          | —   | 66 | — | 99 | — |
|                | システム<br>統御医学<br>系専攻  | 42          | —   | 28 | — | 14 | — |
|                | 情報解析<br>医学系専<br>攻    | 48          | —   | 32 | — | 16 | — |
|                | 応用医工<br>学系専攻         | 28          | 31  | 14 | — | —  | — |
|                | 応用分子<br>生命科学<br>系専攻  | 24          | 36  | 12 | — | —  | — |
|                | 創成<br>科学<br>研究<br>科  | 基盤科学<br>系専攻 | —   | 38 | — | —  | — |
|                | 地球圏生<br>命物質科<br>学系専攻 | —           | 42  | —  | — | —  | — |
|                | 機械工学<br>系専攻          | —           | 60  | —  | — | —  | — |
|                | 建設環境<br>系専攻          | —           | 74  | —  | — | —  | — |
|                | 化学系専<br>攻            | —           | 83  | —  | — | —  | — |
|                | 電気電子<br>情報系専<br>攻    | —           | 107 | —  | — | —  | — |
|                | 農学系専<br>攻            | —           | 42  | —  | — | —  | — |
|                | 自然科学<br>系専攻          | 7           | —   | 14 | — | —  | — |

|        |                |    |    |    |   |   |   |
|--------|----------------|----|----|----|---|---|---|
|        | システム・デザイン工学系専攻 | 10 | —  | 20 | — | — | — |
|        | 環境共生系専攻        | 12 | —  | 24 | — | — | — |
|        | 物質工学系専攻        | 8  | —  | 16 | — | — | — |
|        | ライフサイエンス系専攻    | 7  | —  | 14 | — | — | — |
| 理工学研究科 | 数理科学専攻         | —  | 16 | —  | — | — | — |
|        | 物理・情報科学専攻      | —  | 20 | —  | — | — | — |
|        | 地球科学専攻         | —  | 12 | —  | — | — | — |
|        | 機械工学専攻         | —  | 36 | —  | — | — | — |
|        | 社会建設工学専攻       | —  | 36 | —  | — | — | — |
|        | 物質化学専攻         | —  | 36 | —  | — | — | — |
|        | 電子デバイス工学専攻     | —  | 42 | —  | — | — | — |
|        | 電子情報システム工学専攻   | —  | 41 | —  | — | — | — |
|        | 感性デザイン工学専攻     | —  | 30 | —  | — | — | — |
|        | 自然科学基盤系専攻      | 10 | —  | 5  | — | — | — |

|               |                      |     |       |     |   |     |   |
|---------------|----------------------|-----|-------|-----|---|-----|---|
|               | システム<br>設計工学<br>系専攻  | 18  | —     | 9   | — | —   | — |
|               | 物質工学<br>系専攻          | 16  | —     | 8   | — | —   | — |
|               | 情報・デ<br>ザイン工<br>学系専攻 | 12  | —     | 6   | — | —   | — |
|               | 環境共生<br>系専攻          | 20  | 52    | 10  | — | —   | — |
| 農学<br>研究<br>科 | 生物資源<br>科学専攻         | —   | 34    | —   | — | —   | — |
| 計             |                      | 388 | 1,072 | 371 | — | 354 | — |

附 則(平成 28 年 5 月 17 日規則第 151 号)

この学則は、平成 28 年 5 月 17 日から施行し、この学則による改正後の山口大学大学院学則の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 28 年 12 月 13 日規則第 212 号)

この学則は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 23 日規則第 14 号)

- この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- この学則による改正後の山口大学大学院学則別表第 1(第 25 条関係)の規定にかかわらず、平成 30 年度から令和 2 年度までの連合獣医学研究科獣医学専攻博士課程及び共同獣医学研究科獣医学専攻博士課程の収容定員並びに博士課程、博士後期課程又は後期 3 年博士課程の収容定員の計は、次のとおりとする。

| 研究科名     | 専攻名   | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 |
|----------|-------|----------|-------|---------|
|          |       | 収容定員     | 収容定員  | 収容定員    |
| 連合獣医学研究科 | 獣医学専攻 | 40       | 32    | 24      |
| 共同獣医学研究科 | 獣医学専攻 | 6        | 12    | 18      |
| 計        |       | 355      | 353   | 351     |

附 則(平成 30 年 5 月 15 日規則第 66 号)

この学則は、平成 30 年 5 月 15 日から施行する。

附 則(平成 31 年 2 月 20 日規則第 13 号)

- 1 この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則施行前の教育学研究科の学校教育専攻及び教科教育専攻は、この学則による改正後の山口大学大学院学則第 5 条の規定にかかわらず、平成 31 年 3 月 31 日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとし、その教育職員の免許は、この学則による改正後の山口大学大学院学則別表第 2（38 条関係）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成 31 年 3 月 31 日に教育学研究科の教職実践高度化専攻に在学し、平成 31 年 4 月 1 日以後引き続き当該専攻に在学する者の教育職員の免許は、この学則による改正後の山口大学大学院学則別表第 2（第 38 条関係）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 この学則施行前の連合獣医学研究科の獣医学専攻は、この学則による改正後の山口大学大学院学則第 3 条及び第 5 条の規定にかかわらず、平成 31 年 3 月 31 日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなる日までの間、存続するものとし、その教育研究の実施、教員組織、教育研究に関する重要事項の審議、標準修業年限、課程修了の要件、学位論文及び最終試験並びに学位の授与は、この学則による改正後の山口大学大学院学則第 6 条、第 8 条、第 11 条、第 12 条、第 22 条、第 23 条及び第 24 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 この学則による改正後の山口大学大学院学則第 9 条及び第 10 条の規定にかかわらず、前項の規定により、当該研究科が存続する間、連合獣医学研究科に研究科長及び副研究科長を置くものとし、その取扱いについては別に定める。
- 6 この学則による改正後の山口大学大学院学則別表第 1（第 25 条関係）の規定にかかわらず、令和元年度の教育学研究科各専攻の收容定員及び第 2 項の規定により存続する教育学研究科各専攻の收容定員並びに博士前期課程、修士課程又は専門職学位課程の收容定員の計並びに令和元年度から令和 3 年度までの第 4 項の規定により存続する連合獣医学研究科獣医学専攻の收容定員及び博士課程、博士後期課程又は後期 3 年博士課程の收容定員の計は、次のとおりとする。

| 研究科名   | 専攻名       | 令和元年度收容定員               |                      | 令和 2 年度收容定員             |                      | 令和 3 年度收容定員             |                      |
|--------|-----------|-------------------------|----------------------|-------------------------|----------------------|-------------------------|----------------------|
|        |           | 博士課程、博士後期課程又は後期 3 年博士課程 | 博士前期課程、修士課程又は専門職学位課程 | 博士課程、博士後期課程又は後期 3 年博士課程 | 博士前期課程、修士課程又は専門職学位課程 | 博士課程、博士後期課程又は後期 3 年博士課程 | 博士前期課程、修士課程又は専門職学位課程 |
| 教育学研究科 | 学校臨床心理学専攻 |                         | 7                    |                         |                      |                         |                      |
|        | 教育実践高度化専攻 |                         | 42                   |                         |                      |                         |                      |



|          |        |     |       |     |  |     |  |
|----------|--------|-----|-------|-----|--|-----|--|
|          | 学校教育専攻 |     | 10    |     |  |     |  |
|          | 教科教育専攻 |     | 17    |     |  |     |  |
| 連合獣医学研究科 | 獣医学専攻  | 28  |       | 16  |  | 4   |  |
| 計        |        | 349 | 1,090 | 343 |  | 337 |  |

附 則(平成 31 年 4 月 25 日規則第 93 号)

この学則は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 2 月 19 日規則第 5 号)

- 1 この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則による改正後の山口大学大学院学則別表第 1(第 25 条関係)の規定にかかわらず、令和 2 年度の創成科学研究科農学系専攻及び山口大学・カセサート大学国際連携農学生命科学専攻の収容定員は、次のとおりとする。

| 研究科名    | 専攻名                      | 令和 2 年度<br>収容定員 |
|---------|--------------------------|-----------------|
| 創成科学研究科 | 農学系専攻                    | 78              |
|         | 山口大学・カセサート大学国際連携農学生命科学専攻 | 6               |

附 則(令和 2 年 9 月 11 日規則第 130 号)

この学則は、令和 2 年 9 月 11 日から施行し、この学則による改正後の山口大学大学院学則第 18 条、第 21 条及び第 22 条の規定は、令和 2 年 6 月 30 日から適用する。

附 則(令和 3 年 2 月 18 日規則第 6 号)

この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 2 月 15 日規則第 6 号)

この学則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 7 年〇月〇日規則第〇号)

- 1 この学則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則施行前の人文科学研究科の人文科学専攻並びに教育学研究科の学校臨床心理専攻並びに経済学研究科の経済学専攻及び企業経営専攻は、改正後の第 3 条及び第 5 条の規定にかかわらず、令和 7 年 3 月 31 日に当該研究科の各専攻に在学する者が当該研究科の各専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとし、その入学者の課程、成績評価基準等の明示等、履修科目の登録の上限、他の大学院又は外国の大学院における授業科目の履修、他の大学院が編成する特別の課程の履修、研究指導、教育方法の特例、入学前の既修得単位の認定、学位の授与及び教育職員の免許は、改正後の第 4 条、第 15 条の 2、第 17 条の 2、第 18 条から第 21 条、第 24 条及び第 38 条第 2 項別表第 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 改正後の第25条別表第1の規定にかかわらず、令和7年度の間人社会科学研究科人文科学専攻、臨床心理学専攻、経済学・経営学専攻及び共創科学専攻並びに前項により存続する人文科学研究科人文科学専攻、教育学研究科学校臨床心理学専攻及び経済学研究科各専攻の収容定員は、次のとおりとする。

| 研究科名      | 専攻名       | 令和7年度<br>収容定員 |
|-----------|-----------|---------------|
| 人間社会科学研究科 | 人文科学専攻    | 7             |
|           | 臨床心理学専攻   | 6             |
|           | 経済学・経営学専攻 | 22            |
|           | 共創科学専攻    | 6             |
| 人文科学研究科   | 人文科学専攻    | 8             |
| 教育学研究科    | 学校臨床心理学専攻 | 7             |
| 経済学研究科    | 経済学専攻     | 16            |
|           | 企業経営専攻    | 10            |

別表第1(第25条関係)

学生定員

| 研究科名          | 専攻名          | 博士課程，博士後期課程<br>又は後期3年博士課程 |      | 博士前期課程，修士課<br>程又は専門職学位課程 |      |
|---------------|--------------|---------------------------|------|--------------------------|------|
|               |              | 入学定員                      | 収容定員 | 入学定員                     | 収容定員 |
| 人間社会科学研究<br>科 | 人文科学専攻       |                           |      | 7                        | 14   |
|               | 臨床心理学専攻      |                           |      | 6                        | 12   |
|               | 経済学・経営学専攻    |                           |      | 22                       | 44   |
|               | 共創科学専攻       |                           |      | 6                        | 12   |
| 教育学研究科        | 教職実践高度化専攻    |                           |      | 28                       | 56   |
| 医学系研究科        | 医学専攻         | 33                        | 132  |                          |      |
|               | 保健学専攻        | 5                         | 15   | 12                       | 24   |
| 創成科学研究科       | 基盤科学系専攻      |                           |      | 38                       | 76   |
|               | 地球圏生命物質科学系専攻 |                           |      | 42                       | 84   |
|               | 機械工学系専攻      |                           |      | 60                       | 120  |
|               | 建設環境系専攻      |                           |      | 74                       | 148  |
|               | 化学系専攻        |                           |      | 83                       | 166  |
|               | 電気電子情報系専攻    |                           |      | 107                      | 214  |
|               | 農学系専攻        |                           |      | 36                       | 72   |

|          |                              |    |     |     |       |
|----------|------------------------------|----|-----|-----|-------|
|          | 山口大学・カセサート大学国際<br>連携農学生命科学専攻 |    |     | 6   | 12    |
|          | 自然科学系専攻                      | 7  | 21  |     |       |
|          | システム・デザイン工学系専攻               | 10 | 30  |     |       |
|          | 環境共生系専攻                      | 12 | 36  |     |       |
|          | 物質工学系専攻                      | 8  | 24  |     |       |
|          | ライフサイエンス系専攻                  | 7  | 21  |     |       |
| 東アジア研究科  | 東アジア専攻                       | 10 | 30  |     |       |
| 技術経営研究科  | 技術経営専攻                       |    |     | 15  | 30    |
| 共同獣医学研究科 | 獣医学専攻                        | 6  | 24  |     |       |
| 計        |                              | 98 | 333 | 542 | 1,084 |

別表第2(第38条関係)

| 研究科名          | 専攻名       | 取得できる免許状                |  |
|---------------|-----------|-------------------------|--|
|               |           | 種類                      | 教科   |
| 人間社会科学研<br>究科 | 人文科学専攻    | 中学校教諭専修免許状              | 国語, 社会, 英語   |
|               |           | 高等学校教諭専修免許状             | 国語, 地理歴史, 公民, 英語   |
|               | 経済学・経営学専攻 | 高等学校教諭専修免許状             | 公民, 商業   |
| 教育学研究科        | 教職実践高度化専攻 | 幼稚園教諭専修免許状              |  |
|               |           | 小学校教諭専修免許状              |  |
|               |           | 中学校教諭専修免許状              | 国語, 社会, 数学, 理科, 音楽, 美術, 保健体育, 保健, 技術, 家庭, 職業職業指導, 英語, ドイツ語, フランス語, 宗教  |
|               |           | 高等学校教諭専修免許状             | 国語, 地理歴史, 公民, 数学, 理科, 音楽, 美術, 工芸, 書道, 保健体育, 保健, 看護, 家庭, 情報, 農業, 工業, 商業, 水産, 福祉, 商船, 職業指導, 英語, ドイツ語, フランス語, 韓国・朝鮮語, 中国語, 宗教 |
|               |           | 特別支援学校教諭専修免許状(知的障害者, 肢体 |  |

|         |              |                     |        |
|---------|--------------|---------------------|--------|
|         |              | 不自由者及び病弱者に関する教育の領域) |        |
|         |              | 養護教諭専修免許状           |        |
|         |              | 栄養教諭専修免許状           |        |
| 創成科学研究科 | 基盤科学系専攻      | 中学校教諭専修免許状          | 数学, 理科 |
|         |              | 高等学校教諭専修免許状         | 数学, 理科 |
|         | 地球圏生命物質科学系専攻 | 中学校教諭専修免許状          | 理科     |
|         |              | 高等学校教諭専修免許状         | 理科     |
|         | 農学系専攻        | 高等学校教諭専修免許状         | 農業     |

## 山口大学大学院学則の一部改正について（案）

### 改正理由

このたびの山口大学大学院学則の一部改正は、人間社会科学研究科を設置することによるものである。

山口大学大学院学則 新旧対照表 (案)

| 現 行 (旧)  | 改 正 (新)   |
|--|---|
| <p>第1章 総則<br/>(研究科)<br/>第3条 本大学院に、次の研究科を置く。<br/><u>人文科学研究科</u><br/>(新設)<br/>教育学研究科<br/><u>経済学研究科</u><br/>(省略)<br/>(課程)<br/>第4条 (省略)<br/>2 (省略)<br/>3 <u>人文科学研究科及び経済学研究科</u>は、修士課程とする。<br/>4 教育学研究科は、<u>修士課程及び専門職学位課程</u>とする。<br/><u>5 技術経営研究科は、専門職学位課程とする。</u><br/><u>6~13</u> (省略)<br/>(専攻)<br/>第5条 研究科にそれぞれ次の専攻を置く。<br/><u>人文科学研究科</u><br/><u>人文科学専攻</u><br/>(新設)<br/>(新設)<br/>(新設)<br/>(新設)<br/>(新設)<br/>教育学研究科<br/><u>修士課程</u></p> | <p>第1章 総則<br/>(研究科)<br/>第3条 本大学院に、次の研究科を置く。<br/>(削る)<br/><u>人間社会科学研究科</u><br/>(同左)<br/>(削る)<br/>(省略)<br/>(課程)<br/>第4条 (省略)<br/>2 (省略)<br/>3 <u>人間社会科学研究科</u>は、修士課程とする。<br/>4 教育学研究科<u>及び技術経営研究科</u>は、専門職学位課程とする。<br/>(削る)<br/><u>5~12</u> (省略)<br/>(専攻)<br/>第5条 研究科にそれぞれ次の専攻を置く。<br/>(削る)<br/>(削る)<br/><u>人間社会科学研究科</u><br/><u>人文科学専攻</u><br/><u>臨床心理学専攻</u><br/><u>経済学・経営学専攻</u><br/><u>共創科学専攻</u><br/>(同左)<br/>(削る)</p> |

|   |  |
|---|--|
| <p><u>学校臨床心理学専攻</u><br/> <u>専門職学位課程</u><br/> <u>教職実践高度化専攻</u><br/> <u>経済学研究科</u><br/> <u>経済学専攻</u><br/> <u>企業経営専攻</u><br/> (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>第3章 運営組織<br/> (研究科長)<br/> 第9条 (省略)<br/> (新設)</p> <p>2 <u>人文科学研究科</u>、<u>教育学研究科</u>、<u>経済学研究科</u>、<u>医学系研究科</u>及び<u>共同獣医学研究科</u>の研究科長は、基礎となる学部の長をもって充てる。</p> <p>3~4 (省略)</p> <p>第5章 授業科目、単位及び履修方法等<br/> (成績評価基準等の明示等)<br/> 第15条の2 研究科は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。ただし、教育学研究科<u>教職実践高度化専攻</u>及び<u>技術経営研究科</u>にあつては、研究指導に係るものを除く。</p> <p>2 研究科は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。ただし、教育学研究科<u>教職実践高度化専攻</u>及び<u>技術経営研究科</u>にあつては、学位論文に係る評価を除く。</p> <p>(履修科目の登録の上限)<br/> 第17条の2 教育学研究科<u>教職実践高度化専攻</u>及び<u>技術経営研究科</u>は、学生が各年</p> | <p>(削る)<br/> (削る)<br/> (同左)<br/> (削る)<br/> (削る)<br/> (削る)<br/> (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>第3章 運営組織<br/> (研究科長)<br/> 第9条 (省略)</p> <p>2 <u>人間社会科学研究科</u>及び<u>教育学研究科</u>の研究科長は、当該研究科の教育研究を担当する教授のうちから、別に定めるところにより選考する。</p> <p>3 医学系研究科及び共同獣医学研究科の研究科長は、基礎となる学部の長をもって充てる。</p> <p>4~5 (省略)</p> <p>第5章 授業科目、単位及び履修方法等<br/> (成績評価基準等の明示等)<br/> 第15条の2 研究科は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。ただし、教育学研究科及び<u>技術経営研究科</u>にあつては、研究指導に係るものを除く。</p> <p>2 研究科は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。ただし、教育学研究科及び<u>技術経営研究科</u>にあつては、学位論文に係る評価を除く。</p> <p>(履修科目の登録の上限)<br/> 第17条の2 教育学研究科及び<u>技術経営研究科</u>は、学生が各年次にわたって適切に</p> |
|---|--|

|  |   |
|--|---|
| <p>次にわたって適切に授業科目を履修するため、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。</p> <p>(他の大学院又は外国の大学院における授業科目の履修)</p> <p>第18条 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 前2項の規定により修得した単位は、15単位(教育学研究科<u>教職実践高度化専攻</u>及び技術経営研究科にあっては、所定の修了要件単位数の2分の1を超えない範囲の単位)を限度として、課程修了の要件となる単位として認めることができる。</p> <p>(他の大学院が編成する特別の課程の履修)</p> <p>第18条の2 (省略)</p> <p>2 前項の規定により修得した単位は、前条第1項(第2項において準用する場合を含む。)の規定により本大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて、15単位(教育学研究科<u>教職実践高度化専攻</u>及び技術経営研究科にあっては、所定の修了要件単位数の2分の1を超えない範囲の単位)を限度として、課程修了の要件となる単位として認めることができる。</p> <p>(研究指導)</p> <p>第19条 研究科(教育学研究科<u>教職実践高度化専攻</u>及び技術経営研究科を除く。)は、教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等(外国の大学院又は研究所等を含む。)との協議に基づき、学生が当該大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、博士前期課程及び修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。</p> <p>(教育方法の特例)</p> <p>第20条 <u>人文科学研究科</u>、教育学研究科、経済学研究科、医学系研究科、創成科学研究科、東アジア研究科、技術経営研究科及び共同獣医学研究科においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。</p> <p>2 <u>人文科学研究科</u>、教育学研究科(教職実践高度化専攻を除く。)、経済学研究科、医学系研究科、創成科学研究科、東アジア研究科及び共同獣医学研究科においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。</p> | <p>授業科目を履修するため、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。</p> <p>(他の大学院又は外国の大学院における授業科目の履修)</p> <p>第18条 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 前2項の規定により修得した単位は、15単位(教育学研究科及び技術経営研究科にあっては、所定の修了要件単位数の2分の1を超えない範囲の単位)を限度として、課程修了の要件となる単位として認めることができる。</p> <p>(他の大学院が編成する特別の課程の履修)</p> <p>第18条の2 (省略)</p> <p>2 前項の規定により修得した単位は、前条第1項(第2項において準用する場合を含む。)の規定により本大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて、15単位(教育学研究科及び技術経営研究科にあっては、所定の修了要件単位数の2分の1を超えない範囲の単位)を限度として、課程修了の要件となる単位として認めることができる。</p> <p>(研究指導)</p> <p>第19条 研究科(教育学研究科及び技術経営研究科を除く。)は、教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等(外国の大学院又は研究所等を含む。)との協議に基づき、学生が当該大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、博士前期課程及び修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。</p> <p>(教育方法の特例)</p> <p>第20条 <u>人間社会科学研究科</u>、教育学研究科、医学系研究科、創成科学研究科、東アジア研究科、技術経営研究科及び共同獣医学研究科においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。</p> <p>2 <u>人間社会科学研究科</u>、医学系研究科、創成科学研究科、東アジア研究科及び共同獣医学研究科においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。</p> |
|--|---|



(入学前の既修得単位の認定)

第21条 (省略)

2 (省略)

3 前項の規定にかかわらず、教育学研究科教職実践高度化専攻及び技術経営研究科においては、第1項の規定により、本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、第18条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)及び第18条の2第1項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて、所定の修了要件単位数の2分の1を超えないものとする。

第6章 課程修了の要件及び学位

(学位の授与)

第24条 (省略)

2 前項の学位に付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。

| 学位   | 研究科名       | 専攻分野の名称 |
|------|------------|---------|
| (省略) |            |         |
| 修士   | 人文科学研究科    | 文学      |
|      | (新設)       | (新設)    |
|      | 教育学研究科修士課程 | 教育学     |
|      | 経済学研究科     | 経済学     |
|      | (省略)       |         |

3 教育学研究科の専門職学位課程を修了した者には、教職修士(専門職)の専門職学位を授与する。

4・5 (省略)

別表第1(第25条関係)

学生定員

| 研究科名 | 専攻名 | 博士課程, 博士後期課程又は後期3年博士課程 |      | 博士前期課程, 修士課程又は専門職学位課程 |      |
|------|-----|------------------------|------|-----------------------|------|
|      |     | 入学定員                   | 収容定員 | 入学定員                  | 収容定員 |
|      |     |                        |      |                       |      |

(入学前の既修得単位の認定)

第21条 (省略)

2 (省略)

3 前項の規定にかかわらず、教育学研究科及び技術経営研究科においては、第1項の規定により、本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、第18条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)及び第18条の2第1項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて、所定の修了要件単位数の2分の1を超えないものとする。

第6章 課程修了の要件及び学位

(学位の授与)

第24条 (省略)

2 前項の学位に付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。

| 学位   | 研究科名    | 専攻分野の名称          |
|------|---------|------------------|
| (省略) |         |                  |
| 修士   | (削る)    | (削る)             |
|      | 人間科学研究科 | 文学, 心理学, 経済学又は学術 |
|      | (削る)    | (削る)             |
|      | (削る)    | (削る)             |
|      | (省略)    |                  |

3 教育学研究科を修了した者には、教職修士(専門職)の専門職学位を授与する。

4・5 (省略)

別表第1(第25条関係)

学生定員

| 研究科名 | 専攻名 | 博士課程, 博士後期課程又は後期3年博士課程 |      | 博士前期課程, 修士課程又は専門職学位課程 |      |
|------|-----|------------------------|------|-----------------------|------|
|      |     | 入学定員                   | 収容定員 | 入学定員                  | 収容定員 |
|      |     |                        |      |                       |      |

|         |               |  |  |      |      |
|---------|---------------|--|--|------|------|
| 人文科学研究科 | 人文科学専攻        |  |  | 8    | 16   |
| (新設)    | (新設)          |  |  | (新設) | (新設) |
|         | (新設)          |  |  | (新設) | (新設) |
|         | (新設)          |  |  | (新設) | (新設) |
|         | (新設)          |  |  | (新設) | (新設) |
| 教育学研究科  | 学校臨床心理学<br>専攻 |  |  | 7    | 14   |
|         | 教職実践高度化<br>専攻 |  |  | 28   | 56   |
| 経済学研究科  | 経済学専攻         |  |  | 16   | 32   |
|         | 企業経営専攻        |  |  | 10   | 20   |
| (省略)    |               |  |  |      |      |

|               |               |  |  |      |      |
|---------------|---------------|--|--|------|------|
| (削る)          | (削る)          |  |  | (削る) | (削る) |
| 人間社会科学研<br>究科 | 人文科学専攻        |  |  | 7    | 14   |
|               | 臨床心理学専攻       |  |  | 6    | 12   |
|               | 経済学・経営学<br>専攻 |  |  | 22   | 44   |
|               | 共創科学専攻        |  |  | 6    | 12   |
| 教育学研究科        | (削る)          |  |  | (削る) | (削る) |
|               | (同左)          |  |  | (同左) | (同左) |
| (削る)          | (削る)          |  |  | (削る) | (削る) |
|               | (削る)          |  |  | (削る) | (削る) |
| (省略)          |               |  |  |      |      |

別表第2(第38条関係)

| 研究科名        | 専攻名           | 取得できる免許状        |                  |
|-------------|---------------|-----------------|------------------|
|             |               | 種類              | 教科               |
| 人文科学<br>研究科 | 人文科学専攻        | 中学校教諭専<br>修免許状  | 国語, 社会, 英語       |
|             |               | 高等学校教諭<br>専修免許状 | 国語, 地理歴史, 公民, 英語 |
| (新設)        | (新設)          | (新設)            | (新設)             |
|             |               | (新設)            | (新設)             |
|             | (新設)          | (新設)            | (新設)             |
| 教育学研<br>究科  | 学校臨床心理学<br>専攻 | 幼稚園教諭専<br>修免許状  |                  |

別表第2(第38条関係)

| 研究科名          | 専攻名           | 取得できる免許状        |                  |
|---------------|---------------|-----------------|------------------|
|               |               | 種類              | 教科               |
| (削る)          | (削る)          | (削る)            | (削る)             |
|               |               | (削る)            | (削る)             |
| 人間社会<br>科学研究科 | 人文科学専攻        | 中学校教諭専<br>修免許状  | 国語, 社会, 英語       |
|               |               | 高等学校教諭<br>専修免許状 | 国語, 地理歴史, 公民, 英語 |
|               | 経済学・経営学<br>専攻 | 高等学校教諭<br>専修免許状 | 公民, 商業           |

|  |           |   |  |        |      |      |  |
|--|-----------|---|--|--------|------|------|--|
|  |           | 小学校教諭専修免許状                                  |  | 教育学研究科 | (削る) | (削る) |  |
|  |           | 中学校教諭専修免許状                                  | 国語, 社会, 数学, 理科, 音楽, 美術, 保健体育, 技術, 家庭, 英語   |        | (削る) |      |  |
|  |           | 高等学校教諭専修免許状                                 | 国語, 地理歴史, 公民, 数学, 理科, 音楽, 美術, 保健体育, 家庭, 情報, 英語   |        | (削る) | (削る) |  |
|  | 教職実践高度化専攻 | 幼稚園教諭専修免許状                                  |  |        | (削る) | (削る) |  |
|  |           | 小学校教諭専修免許状                                  |  |        | (同左) |      |  |
|  |           | 中学校教諭専修免許状                                  | 国語, 社会, 数学, 理科, 音楽, 美術, 保健体育, 保健, 技術, 家庭, 職業職業指導, 英語, ドイツ語, フランス語, 宗教  |        | (同左) |      |  |
|  |           | 高等学校教諭専修免許状                                 | 国語, 地理歴史, 公民, 数学, 理科, 音楽, 美術, 工芸, 書道, 保健体育, 保健, 看護, 家庭, 情報, 農業, 工業, 商業, 水産, 福祉, 商船, 職業指導, 英語, ドイツ語, フランス語, 韓国・朝鮮語, 中国語, 宗教 |        | (同左) | (同左) |  |
|  |           | 特別支援学校教諭専修免許状 (知的障害者, 肢体不自由者及び病弱者に関する教育の領域) |  |        | (同左) | (同左) |  |
|  |           | 養護教諭専修免許状                                   |  |        | (同左) |      |  |

|            |        |                 |    |
|------------|--------|-----------------|----|
|            |        | 栄養教諭専修<br>免許状   |    |
| 経済学研<br>究科 | 経済学専攻  | 高等学校教諭<br>専修免許状 | 公民 |
|            | 企業経営専攻 | 高等学校教諭<br>専修免許状 | 商業 |
| (省略)       |        |                 |    |

|      |      |      |      |
|------|------|------|------|
|      |      |      |      |
|      |      | (同左) |      |
|      |      | (同左) |      |
| (削る) | (削る) | (削る) | (削る) |
|      | (削る) | (削る) | (削る) |
| (省略) |      |      |      |

附 則

- 1 この学則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この学則施行前の人文科学研究科の人文科学専攻並びに教育学研究科の学校臨床心理専攻並びに経済学研究科の経済学専攻及び企業経営専攻は、改正後の第3条及び第5条の規定にかかわらず、令和7年3月31日に当該研究科の各専攻に在学する者が当該研究科の各専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとし、その入学者の課程、成績評価基準等の明示等、履修科目の登録の上限、他の大学院又は外国の大学院における授業科目の履修、他の大学院が編成する特別の課程の履修、研究指導、教育方法の特例、入学前の既修得単位の認定、学位の授与及び教育職員の免許は、改正後の第4条、第15条の2、第17条の2、第18条から第21条、第24条及び第38条第2項別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例に

よる。

- 3 改正後の第25条別表第1の規定にかかわらず、令和7年度の間人社会科学研究所人文科学専攻、臨床心理学専攻、経済学・経営学専攻及び共創科学専攻並びに前項により存続する人文科学研究科人文科学専攻、教育学研究科学校臨床心理学専攻及び経済学研究科各専攻の収容定員は、次のとおりとする。

| 研究科名      | 専攻名       | 令和7年度<br>収容定員 |
|-----------|-----------|---------------|
| 人間社会科学研究所 | 人文科学専攻    | 7             |
|           | 臨床心理学専攻   | 6             |
|           | 経済学・経営学専攻 | 22            |
|           | 共創科学専攻    | 6             |
| 人文科学研究科   | 人文科学専攻    | 8             |
| 教育学研究科    | 学校臨床心理学専攻 | 7             |
| 経済学研究科    | 経済学専攻     | 16            |
|           | 企業経営専攻    | 10            |

## ○山口大学大学院人間社会科学研究科教授会規則(案)

### (趣旨)

第1条 この規則は、山口大学教授会規則(昭和28年規則第6号。以下「教授会規則」という。)第8条の規定に基づき、山口大学大学院人間社会科学研究科教授会(以下「教授会」という。)に関し必要な事項を定める。

### (組織)

第2条 教授会は、大学院人間社会科学研究科(以下「本研究科」という。)の教育研究を専ら担当する大学教育職員をもって組織する。

### (会議)

第3条 研究科長は、教授会を主宰し、その議長となる。

2 研究科長に事故あるときは、副研究科長がその職務を代行する。

3 教授会は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。

4 議事は、出席者の過半数の同意によって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (代議員会)

第4条 教授会に、教授会規則第2条第4項の規定に基づく代議員会として、人文科学専攻会議、臨床心理学専攻会議、経済学・経営学専攻会議及び共創科学専攻会議を置く。

2 教授会は、人文科学専攻会議、臨床心理学専攻会議、経済学・経営学専攻会議及び共創科学専攻会議に審議を付託することができる。

3 教授会は、前項の規定によりその審議を付託した事項については、人文科学専攻会議、臨床心理学専攻会議、経済学・経営学専攻会議及び共創科学専攻会議の議決をもって教授会の議決とすることができる。

4 人文科学専攻会議、臨床心理学専攻会議、経済学・経営学専攻会議及び共創科学専攻会議に関し必要な事項は、別に定める。

### (議事録)

第5条 教授会に議事録を備えるものとする。

### (事務)

第6条 教授会の事務は、人文学部事務部、教育学部事務部、経済学部事務部及び国際総合科学部事務部において処理する。

### (雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、教授会の運営に関し必要な事項は、教授会の意見を聴いて、研究科長が別に定める。

### 附 則

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

2 令和7年3月31日以前に人文科学研究科、教育学研究科(学校臨床心理学専攻に限る。この項において同じ。)及び経済学研究科に在学する者(以下「在学者」

という。)並びに令和7年4月1日以降において在学者の属する年次に再入学及び転入学する者が在学する間、人文科学研究科、教育学研究科及び経済学研究科の学生に関する事項は、人間社会科学研究科教授会が審議を行うものとする。